

令和5年度第2回朝霞市男女平等推進審議会 次第

日 時 令和5年7月21日（金）
午後2時から
場 所 ゆめぱれす（朝霞市民会館）
会議室304

1 開 会

2 議 事

- 1) 各委員の紹介について
- 2) 会長及び副会長の選出について
- 3) 男女平等推進審議会の概要について
- 4) 朝霞市における男女平等推進の取組状況について
- 5) その他

3 閉 会

朝霞市男女平等推進審議会委員名簿(敬称略)

名 称		(定 数)
朝霞市男女平等推進審議会		(13人)
委員氏名	職	備 考 (構 成 等)
小島 真知子		1号委員 (男女平等の推進に関する活動を行っている者)
星名 弘恵		1号委員 (男女平等の推進に関する活動を行っている者)
岩上 和弘		2号委員 (朝霞警察署)
奥ノ木 智子		2号委員 (埼玉県男女共同参画推進センター)
金井 美奈子		2号委員 (埼玉県朝霞保健所)
内山 有子		3号委員 (東洋大学教授)
金子 智恵子		3号委員 (朝霞市商工会)
久慈 須美子		3号委員 (女性起業家)
栗山 昇		3号委員 (司法書士)
土佐 隆子		3号委員 (民生委員児童委員)
兼本 尚昌		4号委員 (公募)
川村 三奈		4号委員 (公募)
島根 道子		4号委員 (公募)

※選出枠ごとに50音順に掲載

朝霞市男女平等推進審議会傍聴要領

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会時刻までに、会場で受付をし、審議会の会長の許可を受けた上で、係員の指示に従い、入室してください。
- (2) 傍聴者の受付は、先着順で行い、定員になり次第受付を終了します。

2 会場の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が3の事項に違反したときは、審議会の会長はこれを注意し、なお、これに従わないときは、退場していただくことになります。
- (3) 次に該当する方は、傍聴席に入ることができません。
 - ① 刃物等危険なものを持っている者
 - ② 酒気を帯びていると認められる者
 - ③ 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり等を持っている者
 - ④ ①から③までに定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
- (4) 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができません。ただし、会長の許可を受けたときは、この限りではありません。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静かに傍聴し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論、放歌、高笑その他騒ぎ立てるなど、議事の妨害はしないこと。
- (3) 会場において発言しないこと。
- (4) 鉢巻、腕章、ゼッケン、たすき等を着用し、又は旗、プラカード等を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (5) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 他の傍聴者の迷惑になるような行為をしないこと。
- (8) 会場において、会長の許可なく、会議の様態を撮影し、又は録音等を行わないこと。
- (9) 携帯電話等通信機器を使用しないこと。
- (10) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

附 則

この要領は、平成15年5月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成21年10月2日から適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から適用する。

朝霞市男女平等推進 年次報告書

令和5年度版

(令和4年度事業実績)



©むさしのフロントあさか

朝霞市

「令和5年度版(令和4年度事業実績)年次報告書」について

1 朝霞市男女平等推進条例に基づく報告書

本書は、「朝霞市男女平等推進条例」(平成15年4月1日施行)に基づき、朝霞市における男女平等をめぐる状況及び男女平等推進に関する施策の実施状況を明らかにするために作成した報告書です。

2 本書の構成

第1部 朝霞市の男女平等をめぐる状況

市の男女平等をめぐる状況として、「社会参画」「家庭生活」「教育」「健康・福祉」「それいゆぷらざ(女性センター)」の5分野ごとに、これまでの各種統計・調査等によるデータなどを基にまとめています。

第2部 朝霞市の男女平等推進施策の実施状況

市の令和4年度男女平等推進施策の実施状況を明らかにするため、「第2次朝霞市男女平等推進行動計画」の重点課題や施策目標、施策の体系を掲載し、「朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱」に基づいた、主な施策ごとの評価、課題、今後の方針等をまとめています。

また、女性活躍推進法基本方針に基づき、朝霞市推進計画として位置付けた施策について、総合的に評価をしています。

第3部 朝霞市の男女平等推進体制

市の男女平等推進に直接関係する附属機関等の会議の実施状況等を掲載しています。

目次

第1部 朝霞市の男女平等をめぐる状況	1
① 社会参画	2
1 政治への参画	
・市議会における議員	
2 審議会等への参画	
・審議会等における委員	
3 法に基づく委員への参画	
・法に基づいて設置されている委員	
4 市職員の構成	
・職員の男女別人数	
・係長級以上の職員	
・管理職員	
・課長級以上の職員	
② 家庭生活	7
1 人口と世帯	
・男女別人口	
2 人口動態	
・合計特殊出生率の推移	
3 結婚・離婚	
・婚姻率の推移	
・離婚率の推移	
③ 教育	10
1 小中学校	
・小中学校の教職員	
・小中学校の管理職教員	
④ 健康・福祉	11
1 児童	
・児童虐待	
2 ひとり親家庭	
・児童扶養手当	
・生活保護	

- ① それいゆぷらざ(女性センター)利用者状況
 - ・利用者数
 - ・図書貸出し数
 - ・インターネット利用者数
 - ・それいゆぷらざ(女性センター)事業実績一覧
 - ・男女平等推進情報「そよかぜ」の発行
 - ・それいゆぷらざ(女性センター)協力員活動実績
- ② 女性総合相談
 - ・女性総合相談
- ③ DV相談
 - ・DV相談
- ④ 苦情申立て
 - ・男女平等苦情処理委員への苦情申立て

第2部 朝霞市の男女平等推進施策の実施状況 17

●第2次朝霞市男女平等推進行動計画実施計画 18

- ① 計画の全体像
- ② 重点課題
- ③ 施策目標
- ④ 施策の体系
- ⑤ 計画の構成・期間
- ⑥ 朝霞市男女平等推進事業評価
 - ・朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱
 - ・令和4年度男女平等推進事業評価一覧
 - 施策目標ごとの指標・数値目標
 - 進行管理事業評価
 - 関連事業の実施状況
 - 第2次朝霞市男女平等推進行動計画指標・数値目標一覧表
 - 審議会等の女性委員の登用率の現状値
- ⑦ 女性活躍推進法に基づく朝霞市推進計画に関する事業評価
 - ・女性活躍推進法に基づく推進計画について
 - ・女性活躍推進法基本方針に基づく施策別一覧表
 - ・主な施策別にみる女性活躍推進法(基本方針)に基づく、地方公共団体に
関する施策と一体となる取組項目一覧表
 - ・女性活躍推進法に基づく朝霞市推進計画に関する事業評価

第3部 朝霞市の男女平等推進体制	84
●男女平等推進体制	85
1 男女平等推進審議会	
・会議の開催状況	
・朝霞市男女平等推進審議会委員名簿	
2 男女平等推進庁内連絡会議	
・会議の開催状況	
・幹事会の開催状況	
3 DV 対策関係機関ネットワーク会議	
・会議の開催状況	
用語解説	89

第1部

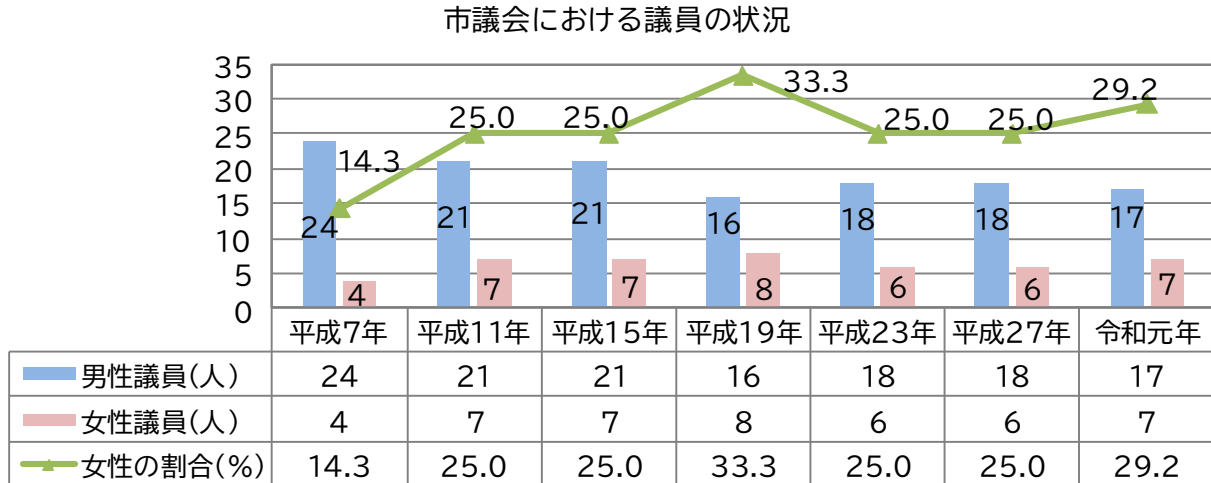
朝霞市の男女平等をめぐる状況

① 社会参画

1 政治への参画

【市議会における議員】

市議会議員全体に占める女性議員の割合は、平成23年から平成27年までは4人に1人(25.0%)の割合で推移していましたが、令和元年12月の改選では、議員総数24人のうち、男性議員17人、女性議員7人となっており、前回に比べ、女性議員は1人増となっています。



(各年とも12月改選時の状況)

*参考:埼玉県議会における女性議員の割合 平成31年4月現在 15.1%
 埼玉県内市町村議会における女性議員の割合 令和3年12月現在 23.0%
 *資料:令和4年度版男女共同参画に関する年次報告(埼玉県)抜粋

2 審議会等への参画

【審議会等における委員】

審議会等は、法律により設置が義務付けられているもののほか、市で任意に設置しているものを合わせると、令和5年3月31日現在76の審議会等が設置されています。委員総数は1,075人で、うち女性委員の数は328人、全体の30.5%となっており、前年同時期比0.7%増となっています。

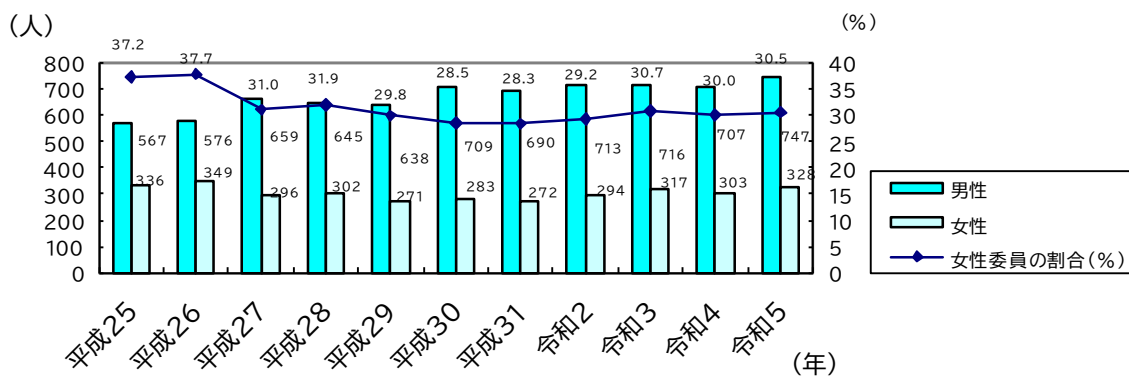
設置根拠	審議会等の数	委員数(人)	男性		女性	
			人	%	人	%
*法必	13	166	97	58.4	69	41.6
*法任	24	396	287	72.5	109	27.5
*市独自	39	513	363	70.8	150	29.2
計	76	1,075	747	69.5	328	30.5

(令和5年3月末日現在(休止中のものを除く))

- *法必……法律により必ず設置しなければならないもの。
- *法任……上位の法律はあるが、任意に条例等で設置するもの。
- *市独自……条例・要綱・要領・規則・指針・会則を含む。

※ P75～P76 に審議会等の女性委員の登用率の現状値について掲載しています。

審議会等における委員数と女性の割合の推移



年	審議会等の数	委員数(人)	男性(人)	女性(人)	女性委員割合(%)
平成25年	64	903	567	336	37.2
平成26年	69	925	576	349	37.7
平成27年	72	955	659	296	31.0
平成28年	71	947	645	302	31.9
平成29年	68	909	638	271	29.8
平成30年	71	992	709	283	28.5
平成31年	72	962	690	272	28.3
令和 2年	74	1,007	713	294	29.2
令和 3年	75	1,033	716	317	30.7
令和 4年	72	1,010	707	303	30.0
令和 5年	76	1,075	747	328	30.5

(各年とも3月末日現在 平成25年から平成26年まで規約・会則が設置根拠の会議は除く)

*参考:埼玉県審議会における女性委員の割合 令和4年4月現在40.2%

埼玉県内市町村審議会等における女性委員の割合 令和4年4月現在28.9%

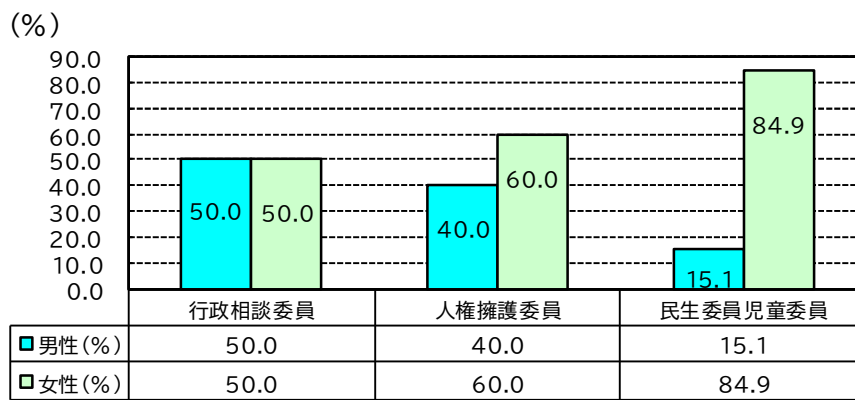
*資料:令和4年度版男女共同参画に関する年次報告(埼玉県)抜粋

3 法に基づく委員への参画

【法に基づいて設置されている委員】

法に基づいて設置され、市が国や県に対し推薦して委嘱される委員である、行政相談委員、人権擁護委員、民生委員児童委員の状況についてみると、行政相談委員2人、うち女性1人(50.0%)、人権擁護委員5人、うち女性3人(60.0%)、民生委員児童委員146人、うち女性124人(84.9%)となっています。

法に基づいて設置されている委員の状況



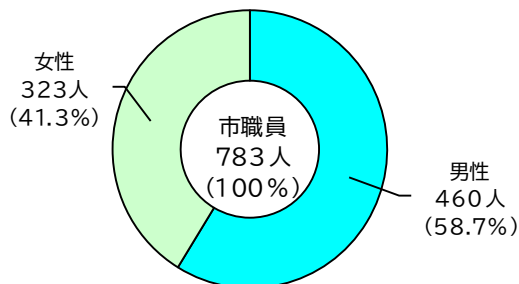
(令和5年4月1日現在)

4 市職員の構成

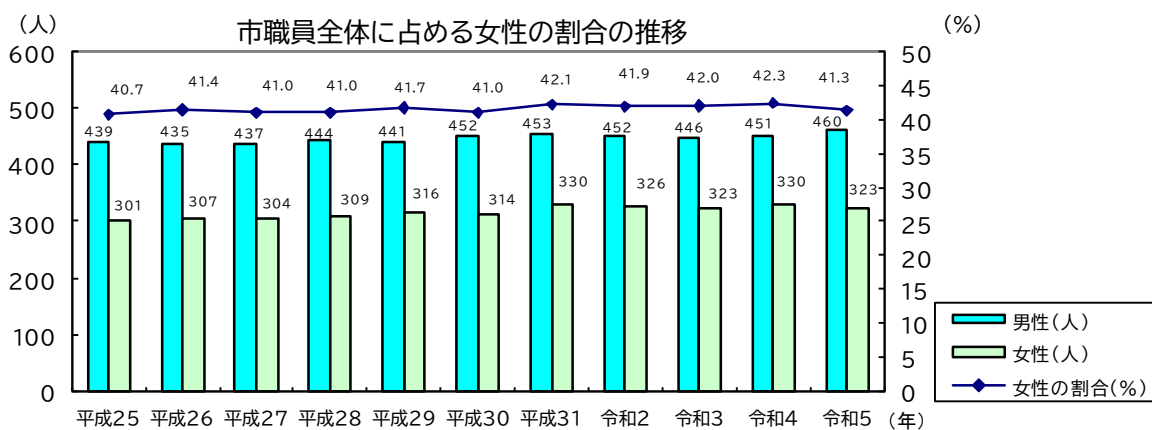
【職員の男女別人数】

職員数(会計年度任用職員及び特別職非常勤職員を除く)は、令和5年4月1日現在、783人で、男女の構成は、男性460人(58.7%)、女性323人(41.3%)となっています。全職員に占める女性の割合は、前年よりも1.0%減少しています。

市職員の男女別構成



(令和5年4月1日現在)

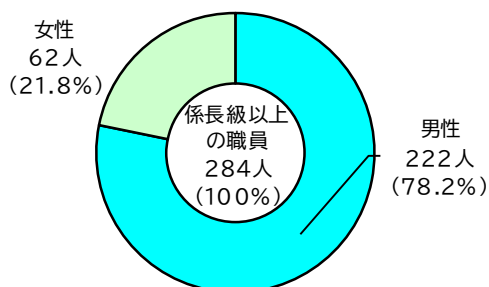


(各年4月1日現在)

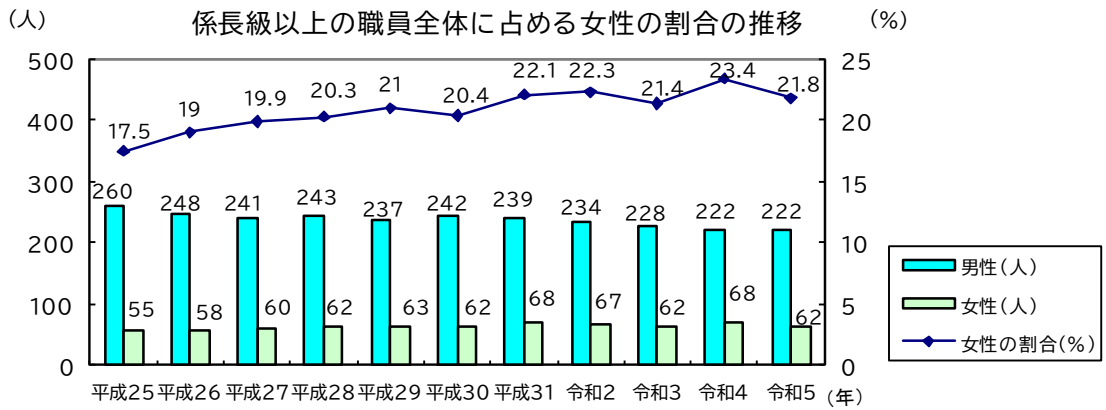
【係長級以上の職員】

職員(会計年度任用職員及び特別職非常勤職員を除く)に占める係長級以上の職員は全体で284人(全職員に対する構成比36.3%)です。男女の構成は、男性222人(78.2%)、女性62人(21.8%)です。女性の係長級以上の職員の割合は、前年よりも1.6%減少しています。

係長級以上の職員の男女別構成



(令和5年4月1日現在)



(各年4月1日現在)

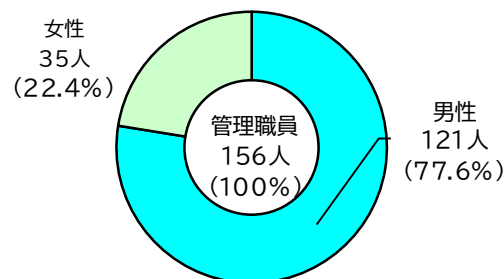
*参考:埼玉県主査級以上職員における女性職員の割合 令和4年4月現在 21.8%(令和3年度以降は病院局を含まない)
埼玉県内市町村係長級職員における女性職員の割合 令和4年4月現在 30.9%

*資料:令和4年度版男女共同参画に関する年次報告(埼玉県)抜粋

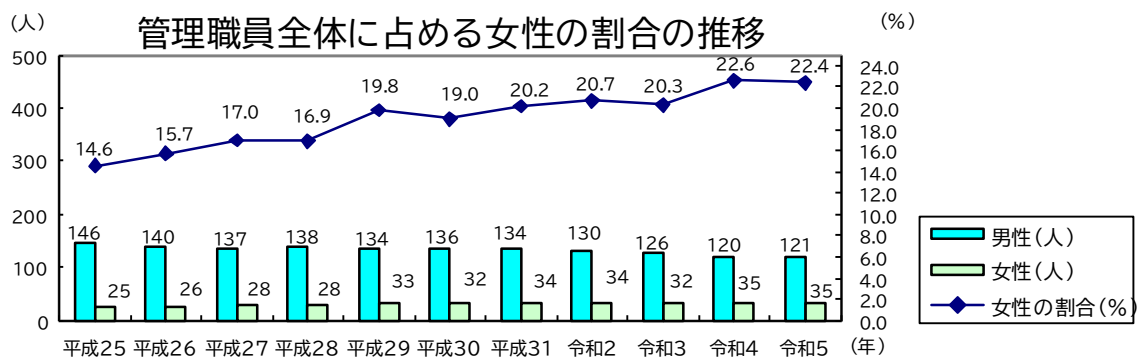
【管理職員】

職員(会計年度任用職員及び特別職非常勤職員を除く)に占める管理職員(課長補佐級以上の職員)は、全体で156人(全職員に対する構成比19.9%)です。男女の構成は、男性121人(77.6%)、女性35人(22.4%)となっております。女性の管理職員の割合は、前年よりも0.2%減少しています。

管理職員の男女別構成



(令和5年4月1日現在)



(各年4月1日現在)

*参考:埼玉県副課長級以上職員における女性職員の割合 令和4年4月現在 13.2%(令和3年度以降は病院局を含まない)

*資料:令和4年度版男女共同参画に関する年次報告(埼玉県)抜粋

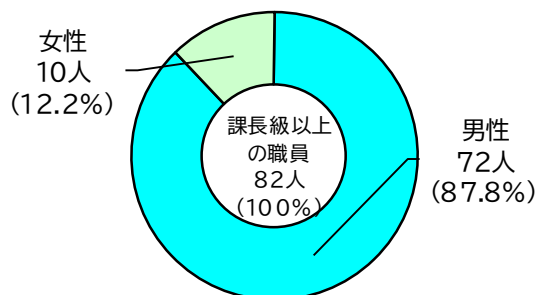
【課長級以上の職員】

管理職員のうち、課長級以上の職員は、全体で82人(全職員に対する構成比10.5%)で、男女の構成は、男性72人(87.8%)、女性10人(12.2%)です。女性の課長級以上の職員の割合は、前年よりも0.1%減少しています。

なお、部次長級以上の職員は全体で30人(全職員に対する構成比3.8%)、男性は26人(86.7%)、女性は4人(13.3%)となっています。

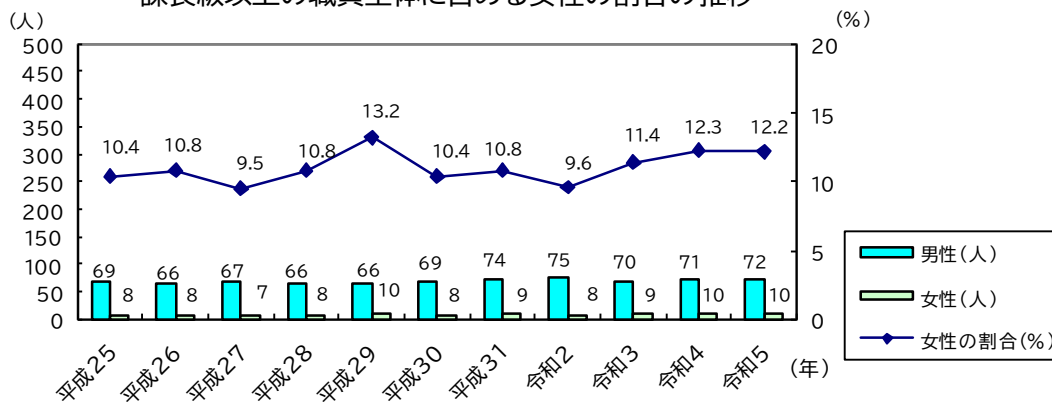
また、部長級職員は全体で15人(全職員に対する構成比1.9%)、男性は11人(73.3%)、女性は4人(26.7%)となっています。

課長級以上の職員の男女別構成



(令和5年4月1日現在)

課長級以上の職員全体に占める女性の割合の推移



(各年4月1日現在)

*参考:埼玉県内市町村管理職相当職以上職員における女性職員の割合 令和4年4月現在15.9%

*資料:令和4年度版男女共同参画に関する年次報告(埼玉県)抜粋

② 家庭生活

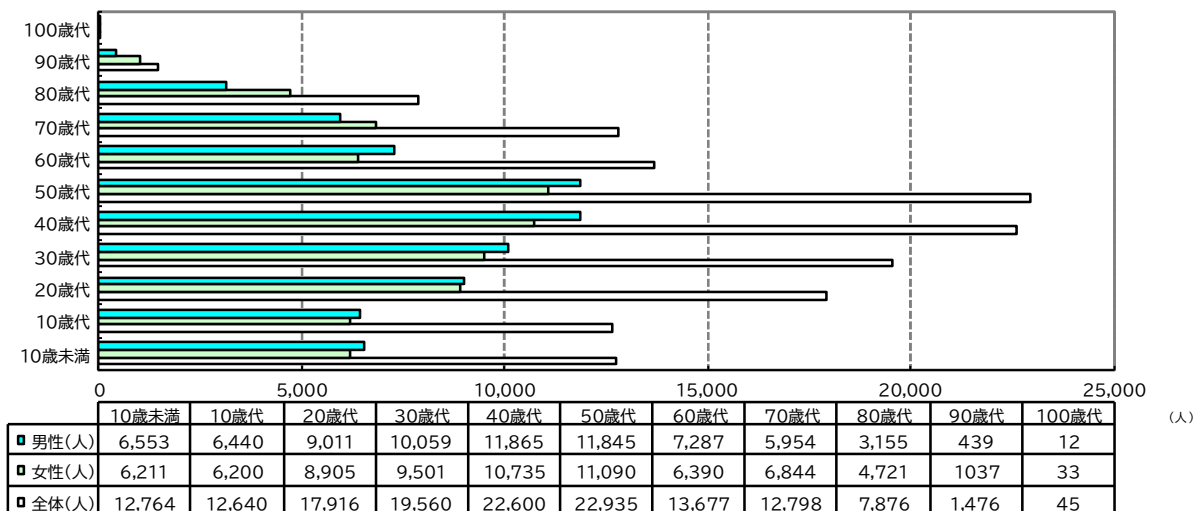
1 人口と世帯

【男女別人口】

令和5年4月1日現在、世帯数は69,447世帯、人口は144,287人で、うち男性72,620人、女性71,667人となっています。

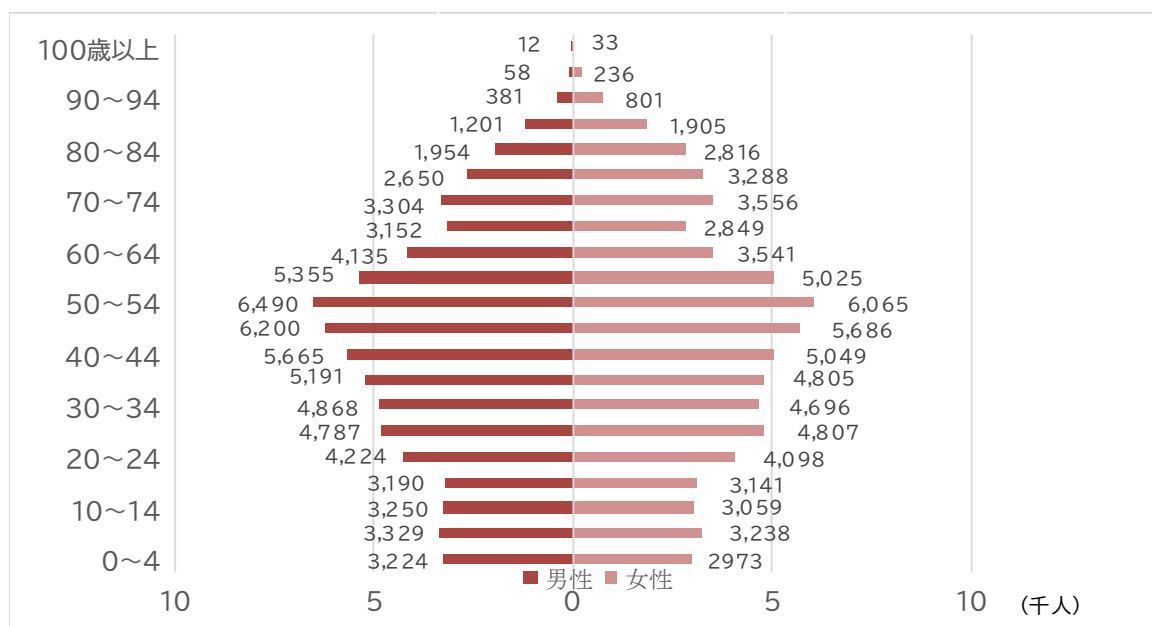
朝霞市の人口は年々増加しています。人口に占める男女の比率はほぼ変化がありません。なお、令和5年1月1日現在、市内の平均年齢は43.7歳(男性42.8歳、女性44.6歳)で県内市町村の中で3番目に若い年齢となっています。

年代別男女別人口



(令和5年4月1日現在)

人口ピラミッド

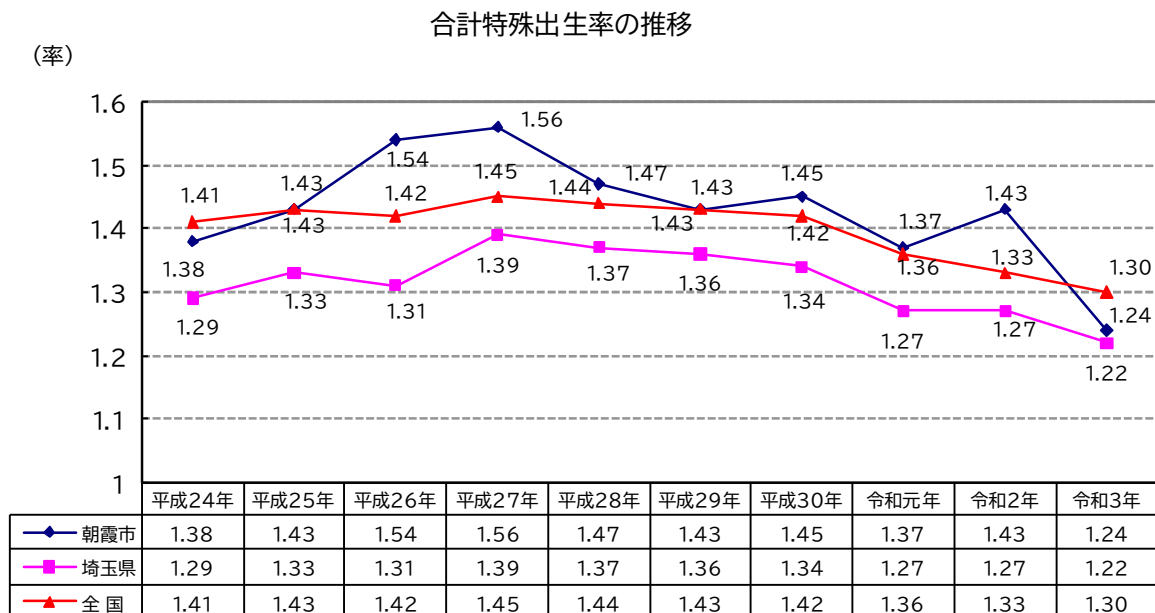


(令和5年4月1日現在)

2 人口動態

【合計特殊出生率の推移】

合計特殊出生率は、平成 26 年以降、ほぼ毎年、国・県と比べると高い傾向にあります。近年最も合計特殊出生率が高かったのは、平成 27(2015)年の 1.56 で、その後やや低くなって令和 3(2021)年は 1.24 となっています。

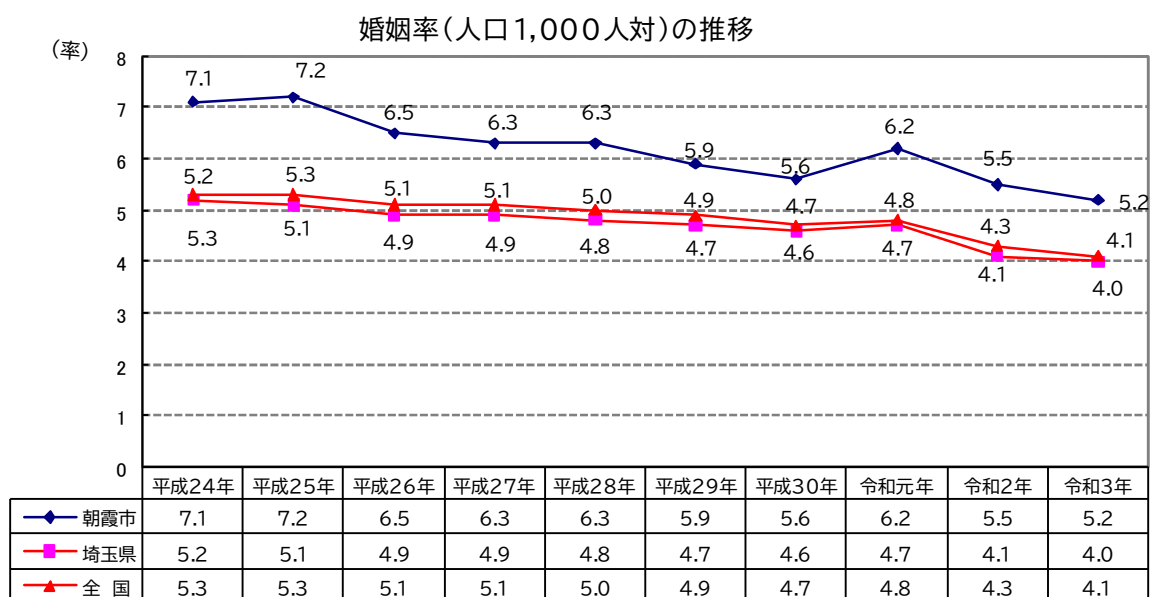


(資料:埼玉県の人口動態概況)抜粋

3 結婚・離婚

【婚姻率の推移】

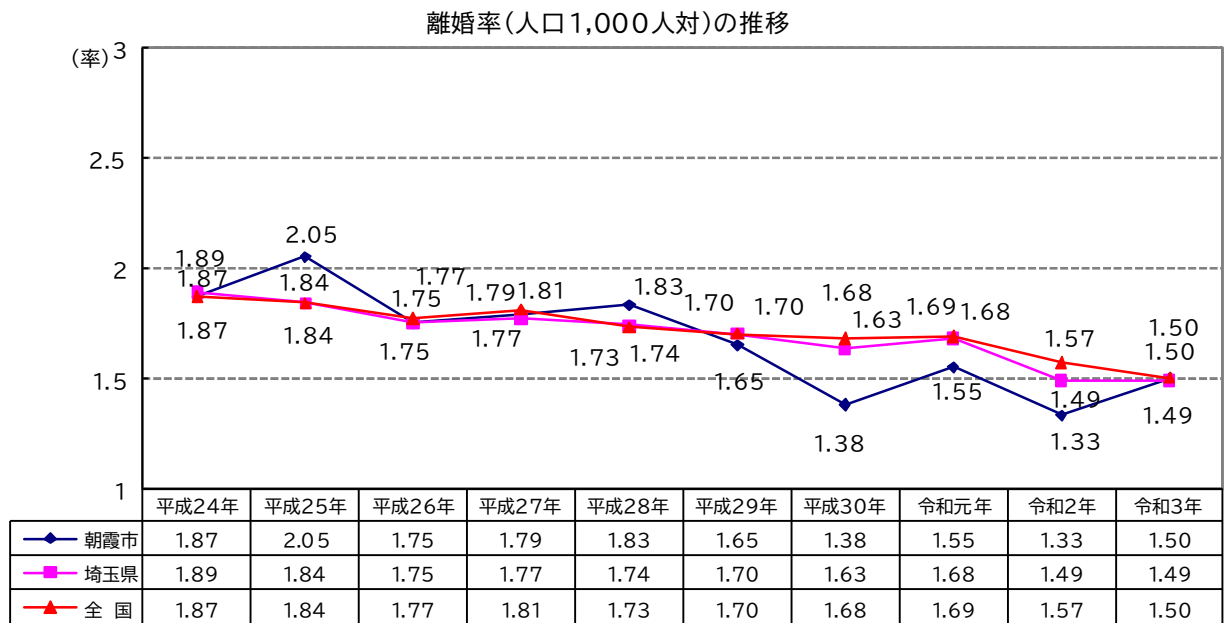
婚姻率は、国・県と比べると高い率を示していますが、総じて低下傾向にあります。



(資料:埼玉県の人口動態概況)抜粋

【離婚率の推移】

離婚率は、平成 29 年以降、国・県に比べやや低い水準となっていました。令和 3 年は、国・県とほぼ同水準となっています。



(資料:埼玉県の人口動態概況)抜粋

③ 教育

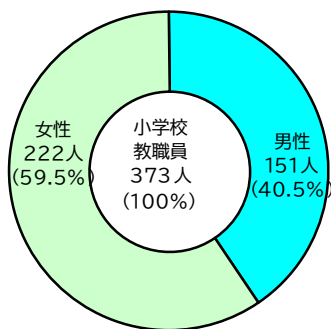
1 小中学校

【小中学校の教職員】

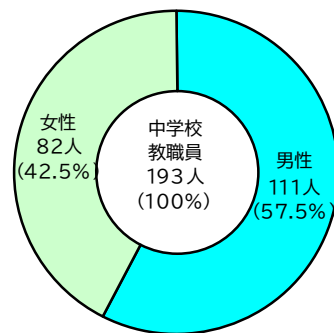
小学校の教職員は、令和5年5月1日現在、全体で373人(前年比4人増)、男性151人(全体の40.5%、前年比13人増)、女性222人(全体の59.5%、前年比9人減)です。女性の教職員が男性の教職員の1.5倍となっています。

中学校の教職員は、全体で193人(前年比3人減)、男性111人(全体の57.5%、前年比3人増)、女性82人(全体の42.5%、前年比6人減)です。男性の教職員が女性の教職員の約1.4倍となっています。

小学校教職員の男女別状況



中学校教職員の男女別状況



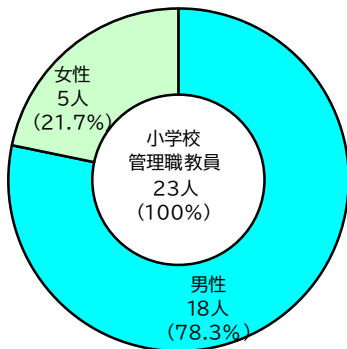
(令和5年5月1日現在)

【小中学校の管理職教員】

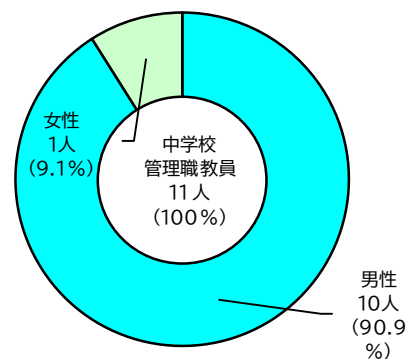
小学校の管理職教員(校長・教頭)は、全体で23人(前年比1人増)、男性18人(全体の78.3%、前年比1人増)、女性5人(全体の21.7%、前年比増減なし)となっています。

中学校の管理職教員は、全体で11人(前年比1人減)、男性10人(全体の90.9%、前年比1人減)、女性1人(全体の9.1%、前年比増減なし)となっています。

小学校管理職教員の男女別状況



中学校管理職教員の男女別状況



(令和5年5月1日現在)

*参考:全国の公立小中学校の校長・副校長・教頭に占める女性の割合
令和4年4月1日現在 小学校 約33.3% 中学校 約18.0%

*資料:公立学校における校長等の登用状況について(文部科学省 令和3年度公立学校教職員の人事行政状況調査)抜粋

④ 健康・福祉

1 児童

【児童虐待】

児童虐待とは、親や親に代わる養育者が、子どもの心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為をいいます。また、子どもの目の前でDVを行うことは、心理的虐待に当たります。令和4年度の虐待通告(相談)被虐待児童数は、147人で、そのうちDVによるものは65人となっています。

2 ひとり親家庭

【児童扶養手当】

令和4年度の申請・登録者数は620人(前年比5.0%減、32人減)で、うち支給対象者は、498人(母親473人、父親24人、養育者1人)(前年比4.4%減、23人減)となっています。

支給事由のうちもっとも多いものは「離婚」(428人)で、全体の85.9%(前年比0.5%減)を占めています。

支給対象者の事由別人数 (人)

	離婚	死別	未婚	障害者	遺棄	その他	計
令和元年度	492	5	63	8	1	12	581
令和2年度	465	5	63	7	1	13	554
令和3年度	450	3	53	4	1	10	521
令和4年度	428	3	49	3	2	13	498

(各年3月末日現在)

【生活保護】

令和4年度の生活保護法による被保護世帯は1,552世帯で、うち母子世帯は63世帯で前年と同世帯数となっています。

生活保護法により保護を受けた世帯数 (世帯)

	単身者世帯				2人以上の世帯					計
	高齢者世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯	
令和元年度	746	105	115	210	86	52	18	19	92	1,443
令和2年度	767	145	82	234	84	57	24	10	86	1,489
令和3年度	799	151	88	246	77	63	21	11	90	1,546
令和4年度	793	163	85	268	65	63	15	7	93	1,552

(各年3月末日現在)

⑤ それいゆぷらざ(女性センター)

① それいゆぷらざ(女性センター)利用者状況

【利用者数】

それいゆぷらざ(女性センター)は性別などにかかわらず誰もが住みやすく暮らしやすい地域社会の実現に向け、男女平等に関する様々な施策を推進するとともに、市民等の男女平等の取組みを支援する総合的な拠点施設として、平成25年1月4日に開所しました。

年度	合計	女 (大人)	男 (大人)	女 (子)	男 (子)	女 (計)	男 (計)	開所 日数	1日 あたり
令和 元年度	1,782人	886人	455人	225人	216人	1,111人	671人	308日	5.8人
令和 2年度	902人	500人	271人	80人	51人	580人	322人	255日	3.5人
令和 3年度	1,029人	548人	299人	99人	83人	647人	382人	308日	3.3人
令和 4年度	734人	390人	265人	48人	31人	438人	296人	308日	2.4人

【図書貸出し数】

それいゆぷらざ(女性センター)では、男女共同参画に関する図書の貸出しを行っています。朝霞市内に在住・在勤・通学、または新座市・和光市・志木市在住の方が利用することができ、1人につき1回5点まで、21日間の貸出が可能です。

年度	合計	女性	男性	合計 (冊数)	女性	男性
令和 元年度	114人	105人	9人	217冊	200冊	17冊
令和 2年度	99人	94人	5人	194冊	185冊	9冊
令和 3年度	131人	112人	19人	275冊	225冊	50冊
令和 4年度	43人	40人	3人	76冊	71冊	5冊

【インターネット利用者数】

それいゆぷらざ(女性センター)では、男女共同参画に関する情報収集のためにインターネットを利用することができます。

年度	合計	女性	男性
令和 元年度	1人	0人	1人
令和 2年度	1人	0人	1人
令和 3年度	14人	14人	0人
令和 4年度	1人	1人	0人

【それいゆぷらざ(女性センター)事業実績一覧】

事業名	実施場所	実施日
男女共同参画週間	パネル展:中央公民館・コミュニティセンター 1階ロビー 懸垂幕:市役所外壁 横断幕:駅前広場(北朝霞)	6月23日～29日
パープルリボン キャンペーン	それいゆぷらざ(女性センター)	8月18日～28日
あさか女と男 ^{ひと ひと} セミナー	全3回(オンデマンド動画配信)	1月10日～28日
女性に対する暴力をなくす運動	それいゆぷらざ(女性センター)	11月12日～25日

○男女平等推進情報「そよかせ」*の発行

発行月	テーマ	周知方法
令和4年9月発行	「男女平等社会の実現に向けて ～無意識の思い込みとは～」	広報あさかに掲載
令和5年3月発行	「ご存じですか?男性の育児休業」	広報あさかに掲載

○それいゆぷらざ(女性センター)協力員活動実績

- ①男女平等推進事業企画・運営協力員 ②男女平等推進情報「そよかせ」企画・編集協力員
③あさか女と男^{ひと ひと}セミナー企画・運営協力員

内容	実施回数	実施事業・周知方法	協力員
男女平等推進事業企画・運営協力員会議	全1回	事業アドバイザー選出等	①
男女平等を目指したテーマのコラムの掲載	全3回	広報あさかに掲載	①
事業運営協力	全1回	男女共同参画週間	①
男女平等推進情報「そよかせ」企画・編集協力員会議	全7回	広報あさかに掲載	① ②
あさか女と男 ^{ひと ひと} セミナー企画・運営協力員会議	全5回	オンライン講座を実施	① ③

2 女性総合相談

【女性総合相談】

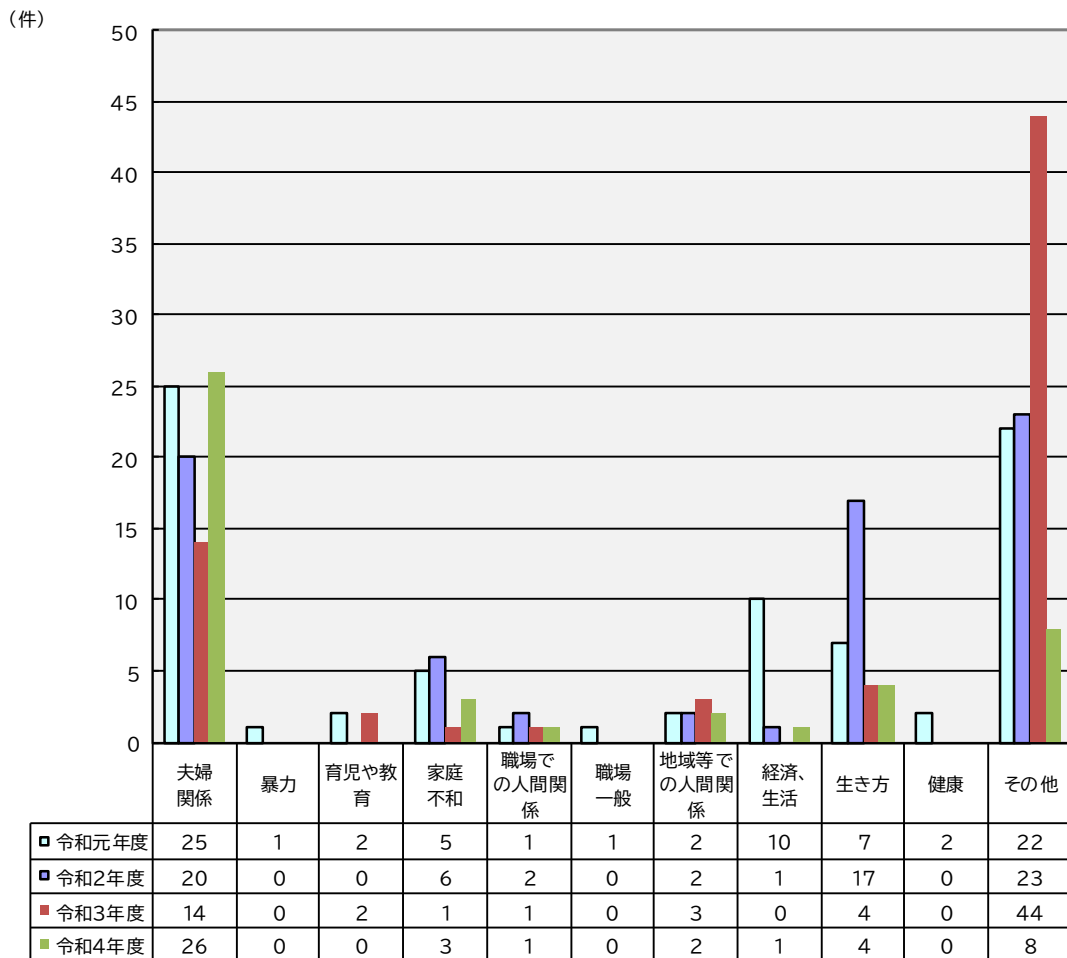
女性総合相談は、平成 12 年度に市役所に設置されて以来、女性専用の相談として利用されています。平成 25 年 1 月からは、それいゆぷらざ(女性センター)で実施しています。

また、女性相談員が週1回、交代で相談を受けています。主な相談の内容としては、「夫婦関係」や「生き方」などとなっています。

年度	相談人数	相談件数
令和元年度	47	78
令和2年度	63	71
令和3年度	66	69
令和4年度	41	45

日 時:毎週木曜日(午前10時～午後3時)
場 所:それいゆぷらざ(女性センター)
相談方法:面接相談のみ(予約不要・先着順)

相談内容別件数



3 DV相談

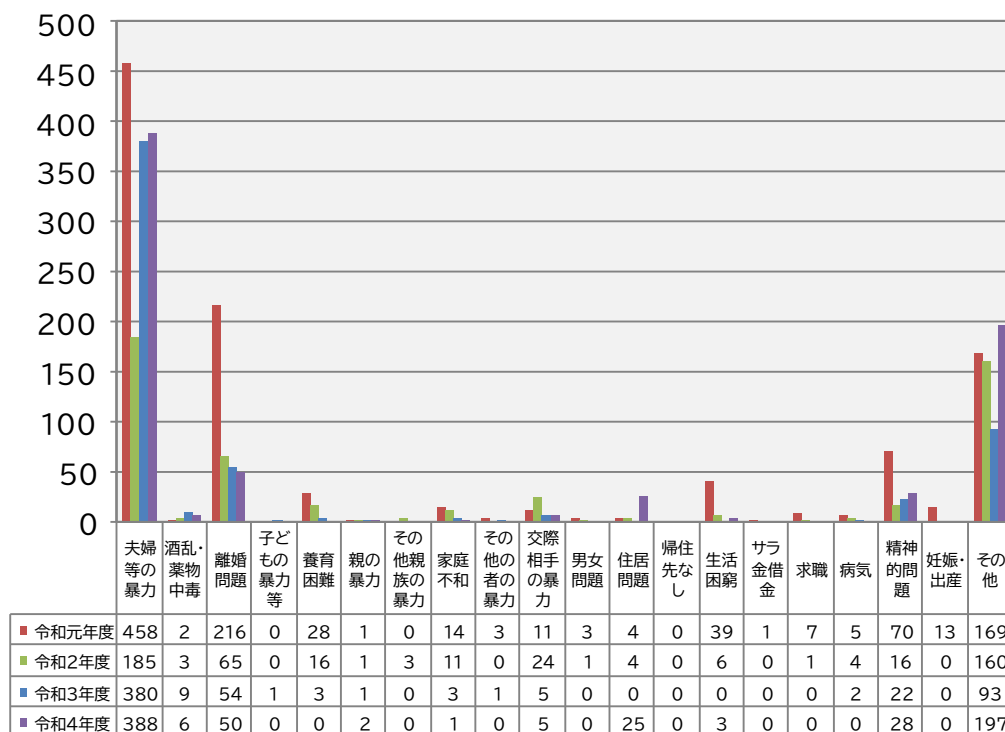
【DV相談】

DV相談は、平成23年4月1日に配偶者暴力相談支援センター事業を開始し、市役所内で実施してきましたが、平成25年1月からは、それいゆぷらざ(女性センター)で火曜日～日曜日、職員による相談を受け付けています。また、令和元年度からは専門の相談員が交代で毎週火曜日・水曜日・金曜日・土曜日に相談を受けています。

年度	相談人数	相談内容数
令和元年度	606	1,044
令和2年度	380	500
令和3年度	400	574
令和4年度	437	705

日 時:火曜日～日曜日(午前9時～午後5時)
 場 所:それいゆぷらざ(女性センター)
 相談方法:面接及び電話(予約不要・先着順)
 T E L:048-463-0356
 ※火曜日・水曜日・金曜日・土曜日は、専門の相談員が相談をお受けしています。
 時 間:午前10時～午後4時

相談内容別件数



4 苦情申立て

【男女平等苦情処理委員への苦情申立て】

平成 15 年 10 月 1 日から、朝霞市男女平等推進条例及び同条例施行規則に基づき、男女平等苦情処理委員を設置しています。苦情処理委員は 2 人で、男性 1 人(元大学教授)、女性 1 人(弁護士)です。苦情申立てできる内容については、「男女平等を阻害する要因による人権侵害」や「社会的な慣行等による差別的取扱い」となっています。

苦情申立書を市が受付した後、苦情処理委員が調査等を行い、市長に報告することとし、必要な場合、市長が関係者に助言及び是正の勧告を行うことができるとしています。

令和4年度については、申立てはありませんでした。

第2部

朝霞市の男女平等推進施策の実施状況

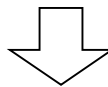
●第2次朝霞市男女平等推進行動計画実施計画 (令和3年度～令和7年度) (抜粋)

1 計画の全体像

「朝霞市男女平等推進条例」の基本理念を踏まえ、計画の基本理念と実現への基本的な視点に基づいて、この計画の重点課題と施策目標を次のように設定しました。

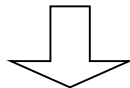
[条例の基本理念]

- 1 男女の個人としての尊重と性別による差別的な扱いを受けないこと
- 2 性別役割分業意識の解消と自己決定権の確立
- 3 政策や方針の立案及び決定における男女共同参画機会の確保
- 4 家庭生活・社会生活活動への男女の対等な参画
- 5 あらゆる差別と暴力を決して許さない社会の構築
- 6 市、市民及び事業者の責任の自覚と主体的な役割の履行及び相互協働
- 7 国際的な協力の下での推進



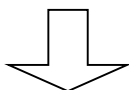
<めざす姿>

ひとの輪が素敵な朝霞をつくる ～男女平等社会をめざして～



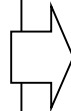
<重点課題>

- 1 男女平等の意識づくり
- 2 男女平等が実感できる生活の実現



<施策目標>

- 1 男女平等の意識の浸透
- 2 自己実現へ向けた学習機会の充実
- 3 多様性の尊重と理解促進
- 4 異性間やパートナーからの暴力の根絶
- 5 女性の職業生活における活躍の推進
- 6 地域団体や事業所における男女共同参画の推進



<計画の施策の方向>

- 1 ■男女平等の現状把握と将来像の提案
 - 家庭・地域・学校における男女平等の意識啓発
- 2 ■多様なライフコース選択の情報と機会の提供
 - 能力の開発と活動の支援
- 3 ■生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重に向けた理解促進
 - 性的指向・性自認(SOGI)等に配慮した啓発の推進
- 4 ■意識の啓発と情報の提供及び未然防止
 - 相談体制の充実
 - 関係機関等との連携強化
- 5 ■政策・方針の立案や決定過程への男女共同参画の推進
- 6 ■仕事と家庭・地域活動との両立支援
 - 地域活動や自主防災組織等における男女共同参画の推進

2 重点課題

(1)男女平等の意識づくり

社会の中で、性別による固定的な役割分業意識は少しずつ変化してきているものの、依然として社会慣行や家庭・地域・職場などにおいて、男女平等の意識が浸透しているとは言い難い状況もあります。

本市では、男女平等を総合的に推進するための拠点施設として、それいゆがらぎ(女性センター)を設置し、男女平等の意識づくりを重点課題とし、市民とともに男女平等社会の実現に向けた取組を進めます。また、新たな人権問題に対応できるよう様々な取組を進めます。

(2)男女平等が実感できる生活の実現

「男女平等推進条例」は、「あらゆる人々が、性別、年齢、身体上の障害の有無、国籍等にかかわらず住みやすく暮らしやすい地域社会の実現に寄与することを目的とする」としています。そして、男女平等の意識が一人一人に浸透し、社会生活の中で男女平等が実感できるような生活が、この計画の「めざす姿」である男女平等社会の一つの姿といえます。

「女性活躍推進法」や「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されるなど、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の取組や、女性の社会的地位向上のための施策が行われています。一方ではDV被害による相談が増加し深刻な問題となっています。

誰もがその個性と能力を十分に発揮することができ、男女平等が実感できる生活の実現を重点課題とし、様々な取組を進めます。

3 施策目標

(1)男女平等の意識の浸透

男女平等に対する意識を高めるため、性別による固定的な役割分業意識や社会慣行の見直しを進め、男女が平等な社会の将来像を提案していきます。また、家庭・地域・学校での生涯にわたる教育・学習機会の充実に努めるとともに、積極的な情報提供や人材育成を図ります。

(2)自己実現へ向けた学習機会の充実

市民一人一人が、社会のあらゆる分野において、その個性と能力を発揮し、自己実現が図れるよう、家庭・地域・社会生活の場での男女共同参画の意識向上に努めるとともに、能力開発のための情報や学習機会の提供、活動を支援する環境づくりに努めます。

(3)多様性の尊重と理解促進

若年層を中心に、「性と生殖に関する健康と権利」(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の考え方の理解を推進していきます。また、誰もが違う多様な性の正しい理解を促進するため、性的指向・性自認(SOGI)について考えるきっかけを作り、相手を尊重し、認め合える人権意識の向上に努めます。

(4)異性間やパートナーからの暴力の根絶

配偶者やパートナー等からの暴力の根絶を図るため、暴力の防止に向けた積極的な情報提供や意識啓発、DV被害者の保護や自立支援に向けた相談体制の充実及び関係機関との更なる連携強化を図ります。

(5)女性の職業生活における活躍の推進

市政のあらゆる分野に男女の意見が反映されるよう、意見を広く聴き、誰もが参画しやすい機会を提供するなど、政策や方針の立案・決定過程への男女共同参画の推進に努めます。

また、経営の意思決定過程への女性の参画を促進するため、市内事業所に向けて管理職や役員への女性の登用を推進するための支援を行いません。

(6)地域団体や事業所における男女共同参画の推進

男女が共に仕事・家庭・地域活動に参画できるよう、仕事と家庭の両立支援に向けた意識づくりや環境づくりを行い、地域活動への参画を促進します。また、事業所の協力を得て働く場での男女平等の意識啓発や格差解消の取組、女性センター登録団体と協働し、男女平等社会の実現を図るとともに、地域活動や自主防災組織等における男女共同参画の推進に努めます。

4 施策の体系

基本計画

〈めざす姿〉

〈重点課題〉

〈施策目標〉

〈施策の方向〉

※本計画では、「施策の方向」ごとに進捗状況を確認するため「指標」を設定し、目標値を定めて施策を進めていくこととします。

ひと
男女の輪が素敵な朝霞をつくる〜男女平等社会をめざして〜

1 男女平等の意識づくり

2 男女平等が実感できる生活の実現

1 男女平等の意識の浸透

2 自己実現へ向けた学習機会の充実

3 多様性の尊重と理解促進

4 異性間やパートナーからの暴力の根絶

5 女性の職業生活における活躍の推進

6 地域団体や事業所における男女共同参画の推進

- 男女平等の現状把握と将来像の提案
- 家庭・地域・学校における男女平等の意識啓発

- 多様なライフコース選択の情報と機会の提供
- 能力の開発と活動の支援

- 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重に向けた理解促進
- 性的指向・性自認(SOGI)等に配慮した啓発の推進

- 意識の啓発と情報の提供及び未然防止
- 相談体制の充実
- 関係機関等との連携強化

- 政策・方針の立案や決定過程への男女共同参画の推進

- 仕事と家庭・地域活動との両立支援
- 地域活動や自主防災組織等における男女共同参画の推進



…第2次朝霞市DV防止基本計画の該当部分(施策4)



…朝霞市女性活躍推進計画の該当部分

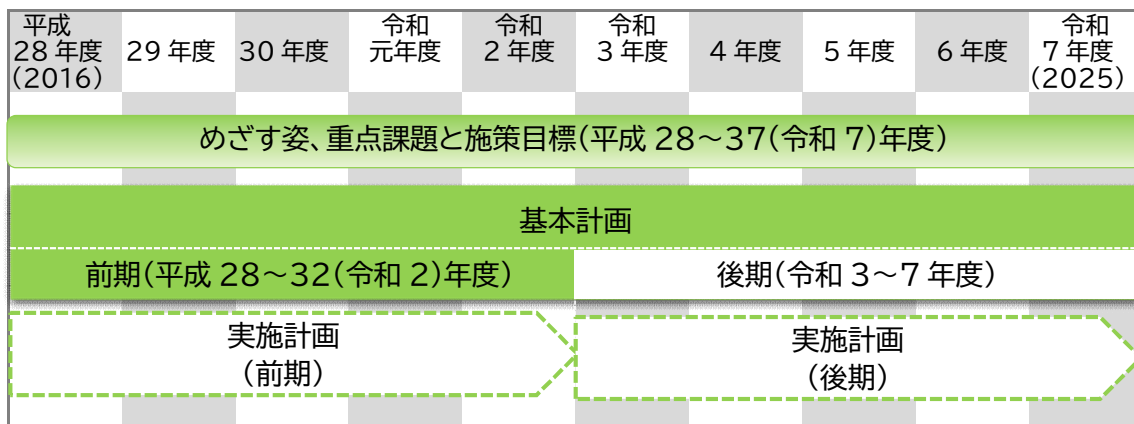
5 計画の構成・期間

第2次朝霞市男女平等推進行動計画は「基本計画」と「実施計画」で構成します。

「基本計画」は、男女平等推進のための基本的な方向性を示すものです。

平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 年間を前期基本計画、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間を後期基本計画として策定します。また、社会情勢の変化などに伴い適宜見直しを行うものとしてします。

「実施計画」は、「基本計画」で定める施策に基づき、男女平等推進のための具体的な事業を示すものです。計画期間は、基本計画に対応して、前期・後期それぞれ5年間とします。



6 朝霞市男女平等推進事業評価

● 朝霞市男女平等推進事業評価とは

男女平等の推進に関する市の事業等を、朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱に基づき、評価をするものです。

朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱の基本方針

市の事業等の評価は、条例の基本理念を踏まえ、事業を男女平等の視点から検証し、より実効性のあるものとするため、評価を実施する。

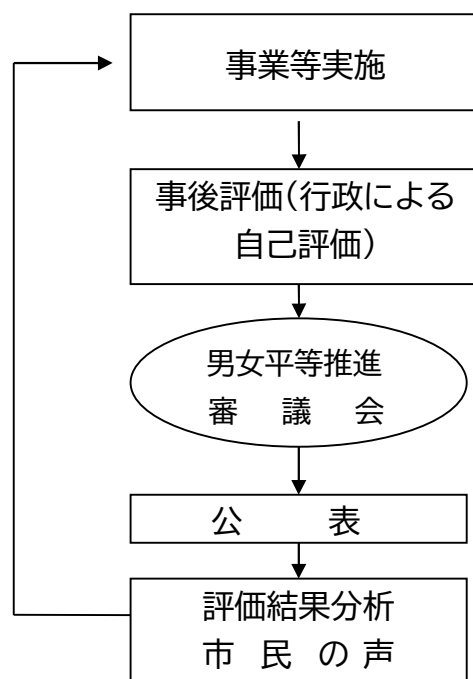
● 評価のねらい

男女平等の推進に関する市の取組み事業等について、事業実施後に、実績、効果、課題や改善点を分析すること等を通じて、男女平等の視点を定着・深化させ、また、事業等の実施主体が男女平等の視点を意識づけすることを目的としています。

● 評価のメリット

- ◇ 実施した事業等の実績や成果等を、男女平等の観点から問い直すことで、よりきめ細かい男女平等の推進を図ることができます。
- ◇ 事業等の結果を市民に広く公表することにより、市政運営の透明性を図り、行政施策に関する市民への説明責任を果たします。
- ◇ 評価結果を分析することを通じ、また、評価結果から得られる市民の声を通じて、事業等の改善につなげ、より一層の男女平等推進を図ることができます。

● 評価の流れ



朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、朝霞市男女平等推進条例(平成15年朝霞市条例第15号。以下「条例」という。)第11条第2項の規定に基づき、男女平等の推進に関する市の事業等(以下「事業」という。)の評価に関し、必要な事項を定めるものとする。

(評価の方針)

第2条 市長は、条例第3条に定める基本理念を踏まえ、事業を男女平等の視点から検証し、より実効性のあるものとするため、評価を実施する。

(評価の方法)

第3条 評価は、条例第10条に規定する行動計画に基づく実施計画に定める事業について行う。

2 前項の実施計画のうち、進行管理を要する事業として位置付けた事業については、事業実施課において、次条に規定する基準並びに事業実績、課題及び今後の方針を記述することにより毎年度評価を行うものとする。

3 第1項の実施計画のうち、関連事業として位置付けた事業については、朝霞市総合計画*実施計画における事務事業評価シートを基準として、男女平等の視点において、毎年度人権庶務課で実施状況を把握するものとする。

(評価の基準)

第4条 前条第2項の評価は、事業の取組状況について、主な施策ごとに行うものとする。

2 事業の取組状況の評価は3段階で行うものとし、評価の基準は次のとおりとする。

I	大きな成果が得られた。
II	一定の成果が得られた。
III	成果が不十分だった。

(審議会)

第5条 前条の評価を行うに当たっては、条例第11条第1項の規定に基づき、朝霞市男女平等推進審議会の意見を聴くものとする。

(評価の活用)

第6条 事業実施課は、評価結果を分析し、市の事業等に適切に反映させるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年6月27日から施行する。

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

令和4年度 男女平等推進事業評価一覧

施策目標1 男女平等の意識の浸透

施策の方向1-1 男女平等の現状把握と将来像の提案

1-2 家庭・地域・学校における男女平等の意識啓発

主な施策

主な施策(6)	評価
・男女が平等な社会の具体像の提案を行う	Ⅱ
・男女平等の視点からの慣行や社会制度の検証を行い、問題提起に取り組む	Ⅱ
・男女平等の視点からの表現と分かりやすい情報提供を行う	Ⅱ
・学校への情報提供を行い、男女平等の視点を積極的に提案していく	Ⅰ
・男性の家事・育児参画と、女性のリーダーシップ能力向上を支援していく	Ⅰ
・学習活動を支援する人材の育成と活用を進める	Ⅱ

施策目標2 自己実現へ向けた学習機会の充実

施策の方向2-1 多様なライフコース選択の情報と機会の提供

2-2 能力の開発と活動の支援

主な施策

主な施策(4)	評価
・自己実現の前提となる暮らしの安心を確保する	Ⅰ
・自己実現の機会を可能にする分かりやすい情報を提供する	Ⅱ
・自己実現を支援するための学習機会を充実させる	Ⅱ
・能力の開発と活動の支援の充実を図る	Ⅱ

施策目標3 多様性の尊重と理解促進

施策の方向3-1 生涯にわたる性と生殖(妊娠と出産)に関する健康と権利の尊重に向けた理解促進

3-2 性的指向・性自認(SOGI)等に配慮した啓発の推進

主な施策

主な施策(5)	評価
・性と生殖(妊娠と出産)に関する健康と権利の考え方を普及させる	Ⅱ
・男女の健康管理の支援を充実させる	Ⅱ
・多様な性のあり方についての理解を広めるための啓発を推進する	Ⅱ
・学校教育において多様な性に関する教育を推進する	Ⅰ
・市の施策におけるLGBTQ等の当事者への配慮に関する検討を行う	Ⅰ

施策目標4 異性間やパートナーからの暴力の根絶

施策の方向4-1 意識の啓発と情報の提供及び未然防止

4-2 相談体制の充実

4-3 関係機関等との連携強化

主な施策

主な施策(4)	評価
・男女が互いの人権や生き方を認め合い、自分を大切にする教育を推進する	I
・異性間やパートナーによる暴力が犯罪であることの意識を浸透し、暴力の発生を防ぐ	I
・誰もが相談しやすく信頼のおける相談体制を充実させる	I
・DV支援関係機関による連携体制の充実を図る	I

施策目標5 女性の職業生活における活躍の推進

施策の方向5-1 政策・方針の立案や決定過程への男女共同参画の推進

主な施策

主な施策(3)	評価
・市政への男女共同参画を推進していく	II
・市内での男女共同参画を推進していく	I
・就業上での女性の活躍を推進する	II

施策目標6 地域団体や事業所における男女共同参画の推進

施策の方向6-1 仕事と家庭・地域活動との両立支援

6-2 地域活動や自主防災組織等における男女共同参画の推進

主な施策

主な施策(4)	評価
・仕事と家庭の両立を支援する	II
・男女格差がない職場づくりを促進していく	II
・地域活動への参画を促す	I
・防災分野における男女共同参画を進める	II

施策目標1 男女平等の意識の浸透

男女平等の推進について、市民一人一人の意識を高めるため、性別による固定的な役割分業意識やそれに基づく社会制度や慣行の見直しを進め、男女が平等な社会の将来像を提案していきます。また、家庭・地域・学校等での生涯にわたる教育・学習機会の充実に努めるとともに、男女平等の推進に向けた積極的な情報提供や人材育成を図ります。

指標・数値目標

指 標	数値目標			評価資料
	当初値	現状値	目標値	
「社会通念・慣習・しきたりなどで男女の地位は平等である」とする市民の割合	H26	R元	R7	市民意識調査
	8.1%	8.0%	20.0%	

【目標値の根拠】

男女平等のイメージが最も薄い分野において、現状値の2倍を超える5人に1人をめざして設定

指 標	数値目標			評価資料
	当初値	現状値	目標値	
「家庭生活の中で男女の地位は平等である」とする市民の割合	H26	R元	R7	市民意識調査
	27.6%	23.0%	35.0%	

【目標値の根拠】

男女平等推進行動計画策定時(平成18(2006)年)の現状値が23.7%、目標値が35.0%であったことを踏まえ、第2次においても同程度の伸びをめざして設定

施策の方向1-1 男女平等の現状把握と将来像の提案

《主な施策》 ① 男女が平等な社会の具体像の提案を行う

男女が互いに人権を尊重し責任も分かち合い、性別に関わりなく、あらゆる分野で活躍できる男女平等社会の将来像について、各種事例などを用い、具体的に提案していきます。

【進行管理事業】

人権庶務課

取組項目	取組内容	取組目安
男女共同参画社会像の周知	男女共同参画週間におけるパネル展をはじめとする各種事業等を通じて、国の「男女共同参画社会の将来像」などを提案していく。	パネル展の開催
男女平等推進情報「そよかぜ」による啓発	市民と協働して、企画・編集する「男女平等推進情報『そよかぜ』」を広報あさかに掲載し、男女平等の意識醸成を図る。	広報あさかに掲載
それいゆぷらざ(女性センター)における情報提供及び啓発	それいゆぷらざ(女性センター)の情報・交流コーナーを通して男女平等の推進に関する情報提供及び啓発活動を推進する。	貸出図書及び啓発物等の充実

事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画週間(6月23日～29日)や女性センター10周年記念でのイベントのほか、中央公民館でのサマーフェスティバルにて男女共同参画社会の実現に向けたパネル展示を行った。 ・男女平等推進情報「そよかぜ」を広報(9月号及び3月号)で特集ページとして掲載し、男女平等の意識醸成を図った。 ・埼玉県や他自治体の男女平等に関する資料や関連図書の貸出しなど、男女平等の推進に関する情報提供及び啓発を図った。
根拠と効果	市民協力員との協働による「そよかぜ」の発行や、各種イベントを通じた周知啓発を行ったことで、男女平等の意識醸成に繋がった。
課題と方針	今後も、様々な機会を捉えて周知啓発を図っていくことが必要である。あらゆる分野で活躍できる男女平等社会の将来像について、市民との協働による取組や各種イベントなどを通じて、わかりやすい啓発活動を行っていく。

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
II	II			

施策の方向1-1 男女平等の現状把握と将来像の提案

《主な施策》 ② 男女平等の視点からの慣行や社会制度の検証を行い、問題提起に取り組む

家庭や地域・職場における慣行や制度が、男女にとって中立に機能しているか検証し、男女平等を妨げる慣行や制度について、積極的に問題提起します。

また、男女平等苦情処理委員や法的救済制度などの周知を行い、市民生活の中で慣行が見直されるよう支援します。

【進行管理事業】

人権庶務課

取組項目	取組内容	取組目安
「朝霞市市内男女平等推進指針」の推進	男女平等に関する職員の意識浸透や職場環境の整備など、市役所が率先して男女平等の視点でとらえる事務を推進する。	職員に周知
男女平等を阻害する慣行の是正提案	性別による固定的な役割分業意識の解消や、社会的慣行の見直しを行うため、地域団体等へ積極的な情報提供を行う。	啓発冊子の配布
男女平等苦情処理委員の設置	男女平等の推進を阻害する要因による人権侵害や社会的な慣行等による差別的取扱いなどの苦情の申出を迅速に処理する男女平等苦情処理委員を設置し、市民生活の中で慣行が見直されるよう支援する。	苦情処理委員の設置
男女平等の視点を取り入れた施策や事業の展開	市の各種施策や事業展開で、性別による固定的な役割分業意識に捉われていないかの見直しを全庁に呼びかけ推進する。	職員に周知

事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・職員一人ひとりの男女平等意識の向上を促し、男女が平等な職場環境を整備するなど市が率先して男女平等を推進するため、「朝霞市市内男女平等推進指針」について、庁内に通知を送付するなどして周知を図った。 ・広報や市ホームページなどで、性別による固定的役割分業意識の解消を図るための啓発を行った。 ・男女平等苦情処理委員について、市ホームページでの周知を図った(令和4年度実績なし)。 ・庁内の職員向け研修や男女平等推進市内連絡会などで、性別による固定的な役割分業意識に捉われない、男女平等の視点を取り入れた取組を行うよう説明、周知を行った。
根拠と効果	会議や職員研修等を通じて、男女平等の現状や問題提起を行った。性別欄の記載についての問い合わせなどもあり、市の各種施策などにおける男女平等の視点を取り入れた取組、男女平等意識の醸成に繋がっている。
課題と方針	男女平等に関する社会情勢など最新の状況を踏まえて問題提起を行っていく必要がある。引き続き、市民生活の中で慣行が見直されるよう周知啓発を行っていく。

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
II	II			

施策の方向1-2 家庭・地域・学校における男女平等の意識啓発

《主な施策》 ① 男女平等の視点からの表現と分かりやすい情報提供を行う

市の広報活動や刊行物において、男女平等の視点に立った表現を徹底するためのチェック機能を高めます。また、市内の団体や事業者等からの情報発信においても、男女平等の視点に立った表現となるよう配慮を呼びかけます。

【進行管理事業】

人権庶務課

取組項目	取組内容	取組目安
「表現ガイド」の周知・活用	男女平等を進める視点に立った「表現ガイド」の周知及び活用を促す。	職員・教職員・各団体に周知及び活用
男女平等の視点に立った表現の推進	性別による固定的な役割分業意識や偏見・性差を助長するような表現への配慮を呼びかけ、男女平等の視点に立った表現方法の周知に努める。	啓発冊子の掲示・配布

事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の視点で捉えた言葉やイラスト等の表現方法について、受け手の誰もが共感できるよう男女平等推進庁内連絡会などで説明を行った。 ・性別による固定的観念を持つことや無意識の思い込みが、問題を引き起こす要因となることについて広報で啓発したほか、各種リーフレットの配布、市ホームページへの掲載を通じて、男女平等の視点に立った周知及び活用を促した。
根拠と効果	<p>庁内職員への説明や啓発冊子の配布等により、表現方法の問い合わせがあったなど、男女平等の視点を取り入れられたことに繋がっている。</p>
課題と方針	<p>表現や様々な情報発信を行っている中で、何気なく見過ごしていることがないか、改めて表現方法等の確認を行っていくことが必要である。より適切な表現となるよう、今後も表現ガイドの周知・活用を促すなどして、分かりやすい情報提供を行っていく。</p>

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
II	II			

施策の方向1-2 家庭・地域・学校における男女平等の意識啓発

《主な施策》 ② 学校への情報提供を行い、男女平等の視点を積極的に提案していく

児童・生徒や教育関係者の男女平等意識づくり、個人の能力と個性に応じた学習や指導などを推進していきます。

【進行管理事業】

教育指導課

取組項目	取組内容	取組目安
男女平等教育の研究と推進	教科や特別活動、特別の教科、道徳の時間などを活用し発達段階に応じた男女平等教育を計画的に推進する。	教育活動全般での男女平等教育の実施
進路指導、キャリア教育の充実	性別に関わらず児童・生徒の個人の能力と個性に応じた学習や指導の充実を図り、多様な生活を可能にする進路指導、キャリア教育を推進する。	進路指導主事会を実施
教育相談体制づくり	性別に関わらず児童・生徒の個人の能力と個性に応じ、一人一人の様々な問題や悩みに対応した教育相談活動を推進する。	個性に配慮した教育相談の実施

事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等教育の研究と推進 特別の教科道徳や総合的な学習の時間、特別活動を活用した男女平等教育を推進した。 ・進路指導、キャリア教育の充実 進路・キャリア教育としてキャリアパスポートの推進をした。 ・教育相談体制づくり さわやか相談室や子ども相談室の相談活動を充実させた。男女に関係なく、個に応じた相談を行った。「LGBTQ(性的マイノリティ)相談案内」を各校に配付し、活用を図った。
根拠と効果	男女間の差別や格差をなくす能力を養うことを目的とした男女平等教育を、特別の強化道徳や総合的な学習など、さまざまな教科で実施することができた。進路指導・キャリア教育についても、児童・生徒の実態に即して実施することができた。相談活動の充実についても、性に関する悩みの早期発見・早期対応が重要であることを徹底することができた。また、男女に関係なく、一人一人の悩みに寄り添った相談活動を行うことができた。
課題と方針	引き続き男女平等教育、進路指導、キャリア教育の推進を行っていく。また、実態を考慮した教育をより一層充実させていく必要があり、進路指導主事会等で引き続き、男女平等の視点に立った研修を具体例等を交えて推進していくとともに、性別に関係なく、一人の人間として自己実現できるための進路・キャリア教育を充実させていく。

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
I	I			

施策の方向1-2 家庭・地域・学校における男女平等の意識啓発

《主な施策》 ③ 男性の家事・育児参画と、女性のリーダーシップ能力向上を支援していく

料理や育児などに関する各種講座を開催するなど、家庭生活における男性の家事・育児への参画を応援します。より多くの女性が地域においてリーダーとなれるよう、リーダーシップを身に付けるための情報や学習機会を提供します。

【進行管理事業】

人権庶務課

取組項目	取組内容	取組目安
男女平等に関する学習情報の提供	男女平等の推進に関する学習資料や講演会等の情報を提供し、男女平等に関する学習機会を提供する。	あさか女と男セミナー講座開催
男性の育児参画や女性のリーダーシップ能力向上講座の開催	男性の家事・育児への参画の講座や女性のリーダーシップ能力の向上を目指した講座を開催する。	あさか女と男セミナー講座開催

事業実績	<p>あさか女と男セミナー企画・運営協力員協働事業(オンデマンド動画配信)</p> <p>第1回「誰の中にもある?無意識の思い込み～アンコンシャス・バイアス～」 講師:関東学院大学経済経営研究所客員研究員・同大学経営学部非常勤講師 谷 俊子氏</p> <p>第2回「男性にだって、あるある「更年期」～男はつらい!!らしい～」 講師:NPO法人ちえぶら更年期トータルケアインストラクター 福崎 寛子 氏</p> <p>第3回「ありのままでいよう～ジェンダー・セクシュアリティの視点から～」 講師:respectrum代表 小川 奈津己 氏</p> <p>視聴回数 第1部249回 第2部201回 第3部205回</p>
根拠と効果	<p>セミナー終了後のアンケートに、「一人ひとりみんな違うので、柔軟な考えで向き合うことが大事だと感じた」、「更年期の特徴を、男性も女性も学べる素晴らしい内容だった」(一部抜粋)などの感想があった。また、受講後の満足度について、「満足」と「やや満足」をあわせると、約9割程度となっていたことから、男性の家事・育児参画と、女性のリーダーシップ能力向上を支援する機会が提供できた。</p>
課題と方針	<p>多くの方に興味を持って参加してもらえるよう、社会的な課題やニーズにあった内容を提供していくことが必要である。今後もアンケート結果なども踏まえながら、セミナー企画・運営協力員と男性の家事・育児参画や女性のリーダーシップが支援できる学習機会を提供していく。</p>

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
I	I			

施策の方向1-2 家庭・地域・学校における男女平等の意識啓発

《主な施策》 ④ 学習活動を支援する人材の育成と活用を進める

男女平等を推進するための学習を支援するとともに、積極的に活動を行う市民等に対する顕彰を行うなど、広い視野を持って男女平等を推進する人材の育成を図ります。

【進行管理事業】

人権庶務課

取組項目	取組内容	取組目安
地域人材の育成・活用	市民との協働により男女平等に関する啓発活動を推進し、人材の育成を図る。 協働例)男女平等推進情報「そよかぜ」企画・編集協力員、あさか女(ひと)と男(ひと)セミナー企画・運営協力員、男女平等推進事業企画・運営協力員と協働する。	市民と協働し、啓発事業を実施
男女平等を推進する市民・団体等への顕彰	男女平等に関する顕著な活動をしている市民・団体等を顕彰し、男女平等の推進を図る。	広報や市公式ホームページを活用しての周知

事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等推進情報「そよかぜ」企画・編集協力員との「そよかぜ」発行や、あさか女と男セミナー企画・運営協力員とのセミナー実施など、市民との協働による企画・立案を行った。また、女性センター10周年記念イベントで、女性センター登録団体による体験発表や活動展示などを行った。 ・広報や市ホームページなどで男女平等推進顕彰制度について、周知啓発を行った。
根拠と効果	市民との協働による「そよかぜ」の発行や、あさか女と男セミナーの実施のほか、10周年記念イベントでの活動発表や運営補助等を通じて、地域人材の育成・活用を図ることができた。
課題と方針	男女平等を推進する市民・団体等への顕彰制度の周知や、市民との協働機会などを通じて、人材の育成・活用を図ることが必要である。今後も「そよかぜ」や女と男セミナーなどの協働事業等を通じて、男女平等を推進する人材の育成と活用を進めるとともに、顕彰制度の周知を図っていく。

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
II	II			

施策目標2 自己実現へ向けた学習機会の充実

市民一人一人が、多様な生き方を尊重し、社会のあらゆる分野において、その個性と能力を発揮し、自己実現が図れるよう、能力開発のための情報や学習機会の提供、活動を支援する環境づくりに努めます。

指標・数値目標

指 標	数値目標			評価資料
	当初値	現状値	目標値	
「あさか男女(ひと)の輪サイト」をよく知っている市民の割合	H26	R元	R7	市民意識調査
	3.4%	4.1%	20.0%	

【目標値の根拠】

積極的に情報提供を進める上で、ホームページ上に情報を収集して発信していくことを重視して設定

指 標	数値目標			評価資料
	当初値	現状値	目標値	
能力開発支援に関わる制度・機会を知っている女性(20～50歳代)の割合	H26	R元	R7	市民意識調査
	11.5%	7.1%	20.0%	

【目標値の根拠】

働いている(働こうとしている)年代の女性に向けた支援に関する情報が一層周知されるよう設定

施策の方向2-1 多様なライフコース選択の情報と機会の提供

《主な施策》 ① 自己実現の前提となる暮らしの安心を確保する

女性総合相談をはじめ、各種相談を通じて、生活の様々な悩みなどに対応し、必要に応じて関係機関との連携を図りながら、自己実現を図るための前提となる安心な生活基盤を確保できるよう支援します。

【進行管理事業】

人権庶務課

取組項目	取組内容	取組目安
相談窓口・機関等の周知	男女平等を推進するための冊子や各種リーフレット、広報あさかを通して相談窓口や相談機関、男女平等苦情処理委員などを周知する。	周知の徹底
「女性総合相談」の実施	安心な生活基盤が確保できるよう、女性のための女性専用相談を実施し、必要に応じて関係機関との連携を図る。	女性総合相談の実施

事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・広報や市ホームページなどで相談窓口の周知・啓発を行った。掲示内容について、埼玉県と相談・調整を図りながら見直しを行ったほか、市内公共施設等の女性トイレに加え、新たに男性トイレにも各相談窓口のポスターを掲示して、相談の場の周知に努めた。 ・女性総合相談の実施(毎週木曜日) 専門の相談員が丁寧に話を傾聴し、相談者に寄り添った適切な情報提供や話の整理を行うことができた。(相談延件数45件、相談延人数41人)
根拠と効果	多岐にわたる相談について、相談者一人ひとりの気持ちを汲み取りながら傾聴し、問題解決の手がかりを見つけるよう丁寧な対応を行った。
課題と方針	様々な悩みを抱える方に対して適切な助言・支援ができるよう、関連機関等の情報収集に努めながら、相談員のスキル向上を図ることが今後も必要である。また、相談の場を知ってもらえるよう、工夫した周知啓発を行っていく必要がある。今後も、他自治体の方法も参考にしながら、職員のスキルアップを図るなど、相談窓口の充実に努めていく。

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
I	I			

施策の方向2-1 多様なライフコース選択の情報と機会の提供

《主な施策》 ② 自己実現の機会を可能にする分かりやすい情報を提供する

市民がワンストップで、多様なライフコースに関する情報を入手できるよう、国・県の関連機関サイトや多様なライフコースの選択支援サイトとして「あさか男女(ひと)の輪サイト」を充実します。

【進行管理事業】

人権庶務課

取組項目	取組内容	取組目安
多様なライフコースの選択支援に関する情報の提供	「あさか男女(ひと)の輪サイト」を充実させ、市民がワンストップで情報が得られるよう多様なライフコースの選択支援に関する積極的な情報提供を行う。	ホームページ掲載内容の充実
事業実績	国の女性応援ポータルや女性活躍支援のサイト、また、県の女性キャリアセンターのサイトなどの情報について、「あさか男女の輪リンク集」にまとめて掲載し、ライフコースの選択支援の情報提供を行った。	
根拠と効果	関係機関等の男女平等に関する情報について、新しい情報発信が行えるよう、適時、情報の確認・掲載見直しなどを行ったことで、多様なライフコースの選択の情報と機会を提供することができた。	
課題と方針	多様なライフコースに関する情報を、ワンストップで見ること、見つけることができるよう、さらに内容を充実させることが必要である。常に新しい情報を提供できるよう、引き続き、社会情勢等の把握を行いながら、掲載内容の確認や情報収集に努めるとともに、他自治体の情報提供等も参考にして、あさか男女の輪サイトの充実を図っていく。	

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
II	II			

施策の方向2-1 多様なライフコース選択の情報と機会の提供

《主な施策》 ③ 自己実現を支援するための学習機会を充実させる

市民の多様なライフコースの選択を支援するため、各種講座・講演会等の情報を積極的に提供し、学習機会を充実させます。

【進行管理事業】

人権庶務課

取組項目	取組内容	取組目安
それいゆぷらざ(女性センター)における情報発信	男女平等に関する情報の提供や図書の見学・貸し出し、インターネットの見学等を行うことで、学習機会を提供する。	—
事業実績	女性センター内の情報・交流コーナーに、男女平等に関する書籍や他自治体の情報誌などを配架し、施設内での閲覧や貸し出しを行った(施設内関連蔵書数809冊)。また、子育て支援や就職支援に関する事業情報のほか、女性センター登録団体の事業などについても、提供・情報発信を行い、広く学習機会の充実に努めた。	
根拠と効果	多様なライフコースの選択支援のため、他自治体での各種講座等も含めた資料提供や情報発信を行ったことや関連資料の提供などを通じて、自己実現を支援するための学習機会を広く提供できた。	
課題と方針	今後も多くの方に学習機会を提供し、施設を利用していただけるように男女平等の拠点施設である「それいゆぷらざ」について周知していくことが必要である。また、利用しやすい環境の整備に向けて、他自治体施設の取組等も参考にしながら、学習機会の充実を図っていく。	

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
I	II			

施策の方向2-2 能力の開発と活動の支援

《主な施策》 ① 能力の開発と活動の支援の充実を図る

男女が社会のあらゆる分野において、自己実現を果たせるよう、能力開発の機会提供、就職情報の提供などにより、就業や起業を支援するとともに、NPOなどの市民活動団体の支援や市民のネットワークの充実を図ります。また、出産や育児・介護が女性の就業に大きな影響を与えていることから、女性への支援を特に充実させていきます。

【進行管理事業】

人権庶務課

取組項目	取組内容	取組目安
就業や起業支援に向けた情報の提供	就業や起業について、能力開発となる機会が提供できるよう各種情報の収集及び提供を行い、活動の支援を行う。	啓発冊子等の掲示・配置など
女性センター登録団体等との協働事業の実施	地域で男女共同参画の推進を活動の目的としている女性センター登録団体等と協働事業を実施する。	協働事業の実施

事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・就業や起業支援に関する情報について、施設での掲示・配布を行ったほか、市ホームページで周知を行った。また、新たに市の就業・起業担当課からも定期的に情報を提供してもらうなどして、就職や起業活動への支援を行った。 ・女性センター10周年記念イベントで、女性センター登録団体による体験発表や活動展示などを実施した。
根拠と効果	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページでの情報発信などのほか、産業振興課と相互に事業情報等を提供したことなどにより、多くの活動の支援に繋がった。 ・女性センター登録団体との協働により、10周年事業イベントに多くの来場、イベント参加に繋げることができた。
課題と方針	<p>あらゆる分野における自己実現が果たせるよう、ホームページや関係機関などを通じ就業や起業支援の情報発信を行っていくことが必要である。また、NPOなどの市民活動団体の支援やネットワークの充実を図るため、女性センター登録団体と連携した取組を行うなど女性が活躍する機会の提供に努めていく。</p>

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
II	II			

施策目標3 多様性の尊重と理解促進

性と生殖に関することは、人権の尊重に直接関連する大切なことであり、男女が互いの身体的な違いを理解し合い、思いやりを持ち、互いを尊重できる考え方が普及できるよう努めます。また、多様な性に関する正しい理解が進み、誰もが暮らしやすく、生きやすい社会となるよう LGBTQ や SOGI に関する正しい理解に向けた情報の提供や施策を考えます。

指標・数値目標

指 標	数値目標			評価資料
	当初値	現状値	目標値	
「性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)」をよく知っている市民の割合	H26	R 元	R7	市民意識調査
	2.4%	5.0%	20.0%	

【目標値の根拠】

性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の重要性と現状値の値を鑑み、周知に力を入れていくこととして設定

指 標	数値目標			評価資料
	当初値	現状値	目標値	
「SOGI」(ソジ)という言葉 を正しく理解している 市民の割合	H26	R 元	R7	市民意識調査
	—	14.3%	20.0%	

【目標値の根拠】

現状値を踏まえ、「SOGI」という言葉を正しく理解している市民の割合が5人に1人、20%以上となることをめざして設定

**施策の方向3-1 生涯にわたる性と生殖(妊娠と出産)に関する
健康と権利の尊重に向けた理解促進**

《主な施策》 ① 性と生殖(妊娠と出産)に関する健康と権利の考え方を普及させる
あらゆる世代が、性と生殖(妊娠と出産)に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)
について関心を高め、正しい知識が得られるよう情報提供の充実に努めます。

【進行管理事業】

人権庶務課

取組項目	取組内容	取組目安
性と生殖(妊娠と出産)に関する健康と権利についての情報発信	性と生殖(妊娠と出産)に関する健康と権利についての正しい情報を、「広報あさか」や市公式ホームページ等において情報発信し、市民の関心を高める。 おとどけ講座にて、中学生を中心にロールプレイなどの実践形式を用い意識醸成を図る。	広報あさか及び市公式ホームページ等に掲載 おとどけ講座の実施
事業実績	性犯罪・性暴力にあわないための啓発リーフレットを市内小学5年生から中学3年生に配布した。また、リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて、リーフレットを中学生に配布したほか、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関するおとどけ講座について、ホームページや校長会などで周知を図った。	
根拠と効果	新型コロナウイルス感染症の影響などにより、おとどけ講座の実施には至らなかったが、若年層へのリーフレット配布を通じた啓発やホームページへの掲載等により、リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての関心を高めることができた。	
課題と方針	「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の認知度が低いことから、ホームページへの掲載やリーフレットの配布などを通じて、周知啓発を行っていく必要がある。今後も若年層への定期的なリーフレットの配布を継続していくほか、おとどけ講座の利用につながるよう、校長会や男女平等推進庁内連絡会等(人権施策庁内委員会)を活用して教育委員会などにも働きかけを行っていく。	

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
II	II			

**施策の方向3-1 生涯にわたる性と生殖(妊娠と出産)に関する
健康と権利の尊重に向けた理解促進**

《主な施策》 ② 男女の健康管理の支援を充実させる

望まない妊娠や HIV/エイズなどの性感染症の予防などについて健康教育の充実を図るとともに、男女の健康ニーズを把握し、生涯にわたる健康管理を支援します。

また、女性に特有な病気や症状に関するヘルスチェックを充実し、女性の生涯を通じた健康管理を支援するとともに、妊娠・出産・産後期を通じた健康支援を行います。

【進行管理事業】

健康づくり課

取組項目	取組内容	取組目安
市民の健康づくりの支援	男女の健康課題に関するニーズを把握するとともに健康支援事業を実施する。(あさか健康プラン 21 推進事業)	健康づくりの普及に関する意見交換会の実施
事業実績	<p>あさか健康プラン21推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康あさか普及員の活動(市と共に健康づくりをすすめる市民ボランティア) ・登録人数:421人 ・意見交換会(ASAKA 健康ラウンジ):6回開催、延べ56人参加 ・黒目川健康ウォークラリー事業 10人参加 ○健康づくり講演会 健康づくり講演会:年1回開催、35人参加 ○広報へるすアップ 健康づくりに関する情報:年3回掲載 健康づくりに関するパンフレット発行:年1回 	
根拠と効果	<p>新型コロナウイルス感染拡大の影響により、イベントの中止や集団で行う健(検)診事業の人数を縮小するなど、依然としてコロナ以前と同水準で事業を展開することはできなかったが、各事業の実施にあたっては男女平等の視点及び多様性の尊重を意識して実施した。</p> <p>また、関係機関と連携し、市民と協働することで、様々な視点から事業を行うことができ、性別、年代に関係なく、健康づくりの支援を図ることができた。</p>	
課題と方針	<p>健康づくりの支援に関する事業については、男女問わず様々な世代が参加することができ、また効果の高い事業となるよう実施方法や実施内容を工夫して推進する。情報発信については、国が推進するナッジ理論を用いて効果的な情報発信に努め、引き続き、健康あさか普及員と共に、市民と協働した健康づくりの事業を実施する。また、様々な年代、性別の市民に対し、健康管理の支援ができるよう、他部署との連携を進め、他部署で実施している講座やイベント等への参加を通じて普及啓発に取り組んでいく。</p>	

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
II	II			

施策の方向3-2 性的指向・性自認(SOGI)等に配慮した啓発の推進

《主な施策》 ① 多様な性のあり方についての理解を広めるための啓発を推進する

啓発用リーフレットや広報誌、あさか男女(ひと)の輪サイト等を通じて、あらゆる世代に対して、多様な性のあり方についての意識啓発を推進します。

また、セミナーや講座等を開催して、多様な性のあり方に関する市民の理解を深めます。

【進行管理事業】

人権庶務課

取組項目	取組内容	取組目安
性的指向・性自認(SOGI)職員・教職員サポートガイドの活用	誰もが持ち合わせている性のあり方を正しく理解するために作成した「性的指向・性自認(SOGI)職員・教職員サポートガイド」を周知し、活用する。	職員及び教職員に周知し活用
多様性の尊重と理解促進	LGBTQ等の当事者に対し、偏見や無知、差別を助長することのないよう、多様性を尊重するという視点にたった周知・啓発に努め、市民の意識醸成を図る。	啓発物の掲示・配布
「多様な性」に関する講座の開催	「多様な性」のあり方に関する正しい理解を深めるための講座を開催する。	あさか女と男セミナー講座開催

事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等推進庁内連絡会にて、性的指向・性自認(SOGI)職員・教職員サポートガイドの活用等について説明を行った。 ・多様性の尊重と理解促進に向けて、新たにリーフレットを作成したほか、市ホームページや朝霞市企業人権教育研修会等を通じて、周知・啓発に努め、意識醸成を図った。 ・LGBTQ当事者の講師を招いた「あさか女と男セミナー」を開催するなどして理解を深めた。
根拠と効果	サポートガイドについての職員からの意見のほか、あさか女と男セミナーの受講者からは、「知らない言葉や意味などあって、とても勉強になった」、「本当の多様性について考えさせられた」(一部抜粋)などの声があり、多様な性のあり方に関する理解が深まった。
課題と方針	多様な性のあり方についての理解を広めるため、継続した周知啓発を行っていく必要がある。セミナーのアンケートなどを参考にしながら、より多くの方に興味を持ってもらえる内容をテーマにするなど、多様な性に関する正しい理解を深められるように努めていく。

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
II	II			

施策の方向3-2 性的指向・性自認(SOGI)等に配慮した啓発の推進

《主な施策》 ② 学校教育において多様な性に関する教育を推進する

生まれ持った性別に違和感を持つ児童・生徒や性的指向について悩む児童・生徒が生きづらさや生活のしづらさを感じないように、児童・生徒に寄り添った学習環境を整備します。また多様な性についての知識と一人一人の性的指向や性自認を尊重する意識を養う教育を推進します。

【進行管理事業】

人権庶務課／教育指導課

取組項目	取組内容	取組目安
若年層に対する周知・啓発	「多様な性」に関する正しい理解を深めるために作成した性的指向・性自認(SOGI)職員・教職員サポートガイドを活用する。また、児童・生徒に対して、「性の多様性に関するリーフレットやチラシ」を周知し、活用する。(担当課:人権庶務課)	教職員及び児童生徒へ周知と活用
教職員研修の充実	埼玉県教育委員会より示されている『性の多様性の尊重』に係る教職員用リーフレット」等を各学校へ送付し、性の多様性を尊重する教職員研修を推進する。(担当課:教育指導課)	校内における教職員研修の実施

事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・サポートガイドを庁内掲示板に掲載し、いつでも活用できるようにしたほか、若年層の性暴力被害予防月間にあわせて、市内小学5年生～中学3年生を対象に「性犯罪・性暴力にあわないために」のリーフレットを配布して、若年層への周知・啓発を行った。 ・校内における教職員研修の充実を図るために、埼玉県教育委員会から示されている『性の多様性の尊重』に係る教職員用リーフレット」等を各学校へ送付し、性の多様性を尊重する教育実践のための教職員研修を推進し、教職員一人一人の意識の向上を図った。
根拠と効果	<ul style="list-style-type: none"> ・校長会議や教頭会議を通じて、性の多様性やデートDVなど各種リーフレットを配布するなどして、多様な性についての知識、理解を深める機会を提供できた。 ・『性の多様性の尊重』に係る教職員用リーフレット」等を利用した教職員研修を実施することで、教職員の性の多様性を尊重する意識や教育実践への意欲を向上させることができた。
課題と方針	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な性に関して、引き続き、啓発していくことが必要であり、様々な機会を捉えて若年層に対する周知・啓発について丁寧に取り組んでいく。 ・引き続き、性の多様性を尊重する教育実践、男女平等教育、進路指導、キャリア教育の推進を行っていくほか、実態を考慮した教育をより一層充実させていく必要があり、児童生徒一人一人の性に寄り添った教育実践を行っていく。また、児童生徒の「性の多様性」についての正しい知識と、自他の性を尊重する精神や態度を養い、社会の一員としてお互いを認め合える人権感覚の育成のために教職員研修を一層充実させていく。

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
I	I			

施策の方向 3-2 性的指向・性自認(SOGI)等に配慮した啓発の推進

《主な施策》 ③ 市の施策におけるLGBTQ等の当事者への配慮に関する検討を行う

市の施策や行政事務等においてLGBTQ等の当事者への配慮を欠いたり、法制度上の規制によって生活のしづらさを感じていること等を洗い出した上で、それらを改善していくような方策を検討します。

【進行管理事業】

人権庶務課

取組項目	取組内容	取組目安
市の施策や行政事務における見直しの促進	市の施策や行政事務において、LGBTQ等の当事者の生きづらさを理解し、事務事業を行う上での配慮を全庁に呼びかけ推進する。	職員に周知
LGBTQ等における情報の収集と検討	市の施策や行政事務等における改善点等について、男女平等推進庁内連絡会議や幹事会等を活用し、検討を進める。	男女平等推進庁内連絡会等の開催
市民や事業所への理解促進を図る	偏見や無知、差別を解消し、誰もが個々の特性を活かせるための促進を図る。	広報あさか及び市公式ホームページ等に掲載

事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・人権施策庁内連絡会や男女平等推進庁内連絡会などで、LGBTQ当事者の支援事業や取組についての発表・説明等を行い、窓口などでの適切な対応について職員に周知した。 ・近隣市との会議等を通じて、パートナーシップ・ファミリーシップ制度についてのパブリック・コメントを実施(意見数:17件)のうえ制度を創設した。(令和5年4月から施行) ・県が新たに開設した相談窓口や、LGBTQに関する研修について、ホームページに掲載したほか、関連チラシ等を事業所に配布するなどして、市民や事業所への理解促進を図った。
根拠と効果	<p>埼玉県におけるLGBTQに関する相談窓口の周知やオンライン研修などについて、広く周知を図ったことや、パートナーシップ・ファミリーシップ制度の創設などにより、性的指向や性自認により、生きづらさを感じている方々の抱える悩みや困難の解消、また、多様な性への理解が広がるきっかけに繋げることができた。</p>
課題と方針	<p>パートナーシップ・ファミリーシップ制度について、広く周知を行っていく必要がある。性の多様性に対する市民や事業所の理解・配慮が進むように、引き続き、制度を充実させていくほか、多様性に関する周知・啓発を行っていく。</p>

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
II	I			

施策目標4 異性間やパートナーからの暴力の根絶

配偶者やパートナーからの暴力は重大な人権侵害であり、犯罪であるという認識を社会全体で共有することが重要です。そのため、市民の意識醸成へ繋がる情報の提供を行い、未然防止に努めるとともに、被害者の保護や自立支援に向けた相談体制の充実及び関係機関との連携強化を図ります。

指標・数値目標

指 標	数値目標			評価資料
	当初値	現状値	目標値	
「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」を知っている市民の割合	H26	R 元	R7	市民意識調査
	86.1%	87.6%	100.0%	

【目標値の根拠】

DV防止法は、DV防止の基本となる法規であり、全ての市民へ周知することをめざして設定

指 標	数値目標			評価資料
	当初値	現状値	目標値	
市のDV相談(配偶者暴力相談支援センター)を知っている市民の割合	H26	R 元	R7	市民意識調査
	33.4%	27.4%	70.0%	

【目標値の根拠】

気軽に相談できる場所の存在を知ることが重要であるため、当初値の約2倍をめざして設定

施策の方向4-1 意識の啓発と情報の提供及び未然防止

《主な施策》 ① 男女が互いの人権や生き方を認め合い、自分を大切にする教育を推進する
男女が互いの人権や生き方を認め合い、自分を大切にする教育を、地域や学校、職場などにおいて推進します。
また、女性に対する暴力をなくす運動により、男女平等や人権尊重の意識を育みます。

【進行管理事業】

人権庶務課

取組項目	取組内容	取組目安
女性に対する暴力をなくす運動の周知	「広報あさか」や市公式ホームページ、各種リーフレット等を通じて、毎年11月12日から11月25日まで実施される「女性に対する暴力をなくす運動」において、暴力は人権侵害であることを周知する。	広報あさか及び市公式ホームページ、女性センターで周知
性犯罪・性暴力対策「集中強化期間」朝霞市庁内推進指針の推進 リーフレットの配布による意識醸成	性犯罪・性暴力のない社会、誰一人取り残さない社会の実現に向けた取組を、市役所が率先して推進する。また、若年層を中心にリーフレット等を用いての周知を行い、意識醸成を図る。	職員及び市民に周知

事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・11月の運動期間にあわせて、庁内の告知スペースや駅前の電光掲示板のほか、広報、ホームページ等で「女性に対する暴力をなくす運動」の周知を図った。また、中央公民館で行われたサマーフェスティバルのイベントにて、埼玉県のタペストリー巡回として、パープルリボンを作成するコーナーを設けるなど、女性に対する暴力をなくす運動の周知・啓発に努めた。 ・4月の「若年層の性暴力被害予防月間」にあわせて、小学校、中学校、子ども相談室にリーフレットを配布したほか、成年年齢の引下げ(20歳→18歳)による性犯罪等の被害防止のため、市内の高校へ啓発チラシを配布した。
根拠と効果	イベント開催に合わせてパープルリボンの作成コーナーやパネル展を実施するなどして、多くの方に周知啓発を図れた。また、成年年齢引下げに伴う性暴力の被害に関するリーフレットの配布等を通じて、若年層を中心に広く、意識啓発を行うことができた。
課題と方針	暴力は女性の人権を著しく侵害するものであり、男女平等を形成していく上で克服すべき重要な課題である。様々な場での運動を一つの機会にとらえ、社会の意識啓発など、女性に対する暴力の問題に関する取組を継続して行っていけるよう、工夫を重ねながら啓発・周知を行っていく。

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
I	I			

施策の方向4-1 意識の啓発と情報の提供及び未然防止

《主な施策》 ② 異性間やパートナーによる暴力が犯罪であることの意識を浸透し、 暴力の発生をふせぐ

家庭や学校において、デートDVの予防啓発、配偶者やパートナー等からの暴力や、地域・職場などにおけるセクシュアル・ハラスメントなどの防止に関する情報提供や学習機会を充実します。

【進行管理事業】

人権庶務課

取組項目	取組内容	取組目安
異性間やパートナーによる暴力に関わる情報の収集及び提供	配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメントなどの防止に関わる法制度や異性間やパートナーによる暴力に関する情報を収集し「広報あさか」や市公式ホームページへの掲載など、さまざまな機会を捉えて分かりやすく情報提供する。	市公式ホームページへの掲載
DVに関する相談の周知	DV相談の窓口について積極的に周知するとともに、各種リーフレットを通し、DVやセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた意識の浸透に努める。	積極的な周知
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の関係機関での会議等を通じて、DV被害者支援について各課の役割などの情報共有を図るとともに、広報や市ホームページによるDV相談の周知・リーフレットでの啓発を行った。 ・DV相談の周知に関して、埼玉県と相談・調整を図りながら見直しを行ったほか、市内公共施設等の女性トイレに加え、新たに男性トイレにも相談窓口のポスターを掲示して、さらなる相談の周知等に努めた。 	
根拠と効果	<p>広報やHPなどのほか、新たに開始されたDVチャットや男性相談など埼玉県の相談窓口も含めて、男性トイレなどにも掲示したことで、多くの場所で周知を図ることができた。</p>	
課題と方針	<p>多くの方に相談窓口を知ってもらえるよう、引き続き、周知に努めながら関係機関等との連携を図り、異性間やパートナーによる暴力に関わる情報の収集・提供を行っていく必要がある。今後も、女性センター及びDV相談等の認知度を高めるよう、工夫した周知を行うとともに、様々な機会を捉えて、DVやセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた意識の浸透や情報提供を行っていく。</p>	

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
I	I			

施策の方向4-2 相談体制の充実

《主な施策》 ① 誰もが相談しやすく信頼のおける相談体制を充実させる

DV相談について広く周知して市民が気軽に相談できるよう努めるとともに、様々なケースの相談内容に対応できるよう、国や県が開催する研修会に参加するなど、相談員の人材育成を図り、相談体制を充実します。

【進行管理事業】

人権庶務課

取組項目	取組内容	取組目安
専門の相談員による相談の実施	DV相談に寄せられる様々なケースの相談に的確に対応し、自立支援につなげられるよう、専門性を有する相談員によるDV相談を実施し相談体制を充実する。	DV相談の実施
専門の相談員及びDV相談担当職員の資質の向上	専門の相談員やDV相談担当職員のスキルアップ研修や、相談対応研修等に積極的に参加させ、相談者の人権に配慮しながら適切な助言や支援ができるよう資質の向上を図る。	担当者研修への参加

事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・DV専門相談員によるDV相談の実施(週4日) <p>専門の相談員が丁寧に話をうかがい、相談者に寄り添った適切な情報提供や支援を行った。(DV相談人数437人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DV専門相談員及び職員が各研修に参加し、資質向上を図った。また、相談員の研修・交流会を行い、相談員及び職員間での情報共有・交換を行うなど、相談業務を円滑に進めるための資質向上に努めた。
根拠と効果	<p>相談内容は多岐にわたり、様々な要因が絡み合う事例も多いが、相談員・職員間の情報共有や研修参加などによるスキルアップを図ったことで、相談者に寄り添った対応ができ、自立支援に繋がった。また、継続的な相談が多いことから、安心して信頼できる相談窓口となっている。</p>
課題と方針	<p>相談内容は多岐にわたり、関係部署につなげる事案や緊急性を判断する必要もあることから、適切な助言や支援が行えるように、引き続き職員の資質向上を図る必要がある。今後も研修参加等を通じてDV相談に関する知識を高め、更なる相談体制の充実を図るとともに、広報やホームページなどによる相談窓口の周知を引き続き行っていく。</p>

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
I	I			

施策の方向4-3 関係機関等との連携強化

《主な施策》 ① DV 支援関係機関による連携体制の充実を図る

DV 被害者支援の相談・助言・保護・自立支援に向けての情報提供等を迅速かつ丁寧に行うため、関係機関によるネットワーク機能をより強化し、被害者支援の充実を図ります。

【進行管理事業】

人権庶務課

取組項目	取組内容	取組目安
「DV 対策関係機関ネットワーク会議」を活用し、さらなる関係機関との連携強化	市の関係機関及び埼玉県配偶者暴力相談支援センター、警察、保健所、児童相談所、朝霞地区医師会、社会福祉協議会で構成する「DV 対策関係機関ネットワーク会議」を開催し、情報提供や意見交換を行いながら構成関係機関と DV 支援の充実を図る。	DV 対策関係機関ネットワーク会議の開催
緊急保護体制の充実	DV 相談を通して、緊急一時保護が必要となった場合、県等の緊急一時保護施設に空きがない場合などに備え、ホテル等を緊急一時保護施設とする協定を締結し、支援体制を充実する。	協定宿泊施設の締結

事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・市の関係機関及び埼玉県配偶者暴力相談支援センター、警察、保健所、児童相談所、朝霞地区医師会、社会福祉協議会で構成する「朝霞市DV対策関係機関ネットワーク会議」を開催した。 ・DV被害者の緊急一時保護施設として、引き続き宿泊事業者と協定を締結し、支援体制の充実を図った。(令和4年度利用実績:2日間)
根拠と効果	<ul style="list-style-type: none"> ・朝霞市DV対策関係機関ネットワーク会議を開催し、DV被害者支援の現状や関係機関の役割等について情報共有・交換を行えた。DVや女性に関する相談内容について、女性センターに繋いでもらうことができていることから、関係機関との連携が図れている。 ・相談者の安全を第一に考え、提携した施設での緊急一時保護を活用するなどして被害者の支援を行った。
課題と方針	<p>DV問題だけでなく、児童虐待や性犯罪、性暴力など、様々な課題を抱える相談に対応していくため、関係機関、庁内各課との緊密な連携を図っていく必要がある。今後も本施設の周知を図るとともに、個々のケースの状況判断を的確に行えるよう、連携した体制づくりを構築していく。また、緊急時の保護対応の際に速やかな支援ができるよう、提携事業者と協議内容の改善を行っていく。</p>

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
I	I			

施策目標5 女性の職業生活における活躍の推進

市政のあらゆる分野に男女の意見が反映されるよう、意見を広く聴き、誰もが参画しやすい機会を提供するなど、共に社会の担い手として活躍することができるよう政策や方針の立案・決定過程への男女共同参画の推進に努めます。また、市内事業者に対して女性活躍推進法に基づく情報を提供し「一般事業主行動計画」の策定を促すなど行い、男女がともに活躍できる社会の実現をめざします。

指標・数値目標

指 標	数値目標			評価資料
	当初値	現状値	目標値	
市職員の女性管理職員の割合	H26	R4	R7	朝霞市男女平等推進年次報告書
	17.0% (H27.4 現在)	22.4% (R5.4 現在)	※25.0%	

指 標	数値目標			評価資料
	当初値	現状値	目標値	
各審議会等での女性委員登用率が30%以上の審議会等の割合	H26	R4	R7	朝霞市男女平等推進年次報告書
	47.2% (H27.3 現在)	44.7% (R5.3 現在)	70.0%	

【目標値の根拠】

※「朝霞市特定事業主行動計画」に基づいて設定

現状値を踏まえ、市の多数の審議会等で女性委員が30%以上となることをめざして設定

施策の方向5-1 政策・方針の立案や決定過程への男女共同参画の推進

《主な施策》 ① 市政への男女共同参画を推進していく

男女共同参画の視点に配慮し、市民の意見を幅広く聴き、積極的に行政情報を提供するとともに、性別に関わらず、誰もが市政に参画しやすい機会を提供します。

また、審議会等の女性委員登用率の増加に向けて取り組みます。

【進行管理事業】

人権庶務課

取組項目	取組内容	取組目安
各審議会等での女性委員の登用の促進とその登用率の目標達成	女性が参加しやすい配慮を行い、審議会や委員会等の女性登用率を向上するため、全庁に向け積極的に周知する。	女性委員等の登用について周知
政治分野における男女共同参画の推進に関する法律に基づく女性の市政への参画を周知	市政への積極的な女性進出を図るため、ジェンダー統計を用いながら市公式ホームページ等で市民へ積極的に啓発する。	市公式ホームページで市民へ周知

事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等推進庁内連絡会にて、男女平等推進指針や男女平等に係る取組等を説明し、市が率先して男女平等を推進するように意識の向上を図った。また、審議会等の構成員に係る女性委員の登用促進について、庁内に積極的に働きかけた。 ・女性の登用状況や男性の育休取得のランキングなどの見える化サイト(男女共同参画局)を市ホームページに掲載したほか、男女平等推進事業企画・運営協力員による「SDGs。あなたなら何ができますか」をテーマに広報でのジェンダー平等の実現に向けた周知を行った。
根拠と効果	男女平等、男女共同参画について、継続した周知等を行うことで、男女平等意識の醸成に繋がっている。また、協力員によるコラムの広報掲載では「ジェンダーバランス白書」などを伝えたことで、様々な視点からの周知啓発を行うことができ、市民の意識醸成に繋がった。
課題と方針	男女共同参画の実現に向け、女性の意見等が施策に反映されるよう審議会等の構成員に係る女性委員の登用促進について、数値目標を示しながら今後も庁内に働きかけていく必要がある。また、女性の参画状況について、他自治体の広報等を参考にしながら、ホームページでわかりやすい情報発信・周知を行っていく。

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
II	II			

施策の方向5-1 政策・方針の立案や決定過程への男女共同参画の推進

《主な施策》 ② 庁内での男女共同参画を推進していく

「朝霞市庁内男女平等推進指針」及び「朝霞市特定事業主行動計画(職員の子育て支援・女性活躍応援プラン)」に基づき、職員一人一人の男女平等に対する認識を高め、持てる能力を最大限に発揮できる働きやすい職場環境の整備を進めるなど庁内の男女共同参画を推進します。

【進行管理事業】

人権庶務課／職員課

取組項目	取組内容	取組目安
「朝霞市庁内男女平等推進指針」の推進	男女平等や女性活躍に対する職員の意識改革や職場環境を見直しする。男女が共に働きやすい環境を市役所職員が率先して推進する。(担当課:人権庶務課)	職員に周知
「朝霞市特定事業主行動計画(職員の子育て支援・女性活躍応援プラン)」の推進	職員の仕事と家庭生活の両立支援及び女性の活躍を推進するため、職員の意識向上、女性のキャリアアップの促進、子育てしやすい職場環境づくりなどの取組を推進する。(担当課:職員課)	職員に周知

事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・市の男女平等推進指針や男女平等に係る取組等について、市職員で構成される男女平等推進庁内連絡会にて、市が率先して男女平等を推進するように意識の向上を図った。 ・女性職員が自らのキャリアアップへの意識を持てるよう、階層別研修において、先輩女性職員によるキャリアデザインに関する講義を実施し、意識醸成を図った。また、初級研修において、外部講師によるキャリアデザイン研修を実施したほか、市町村職員中央研修所が主催する管理職のためのリーダーシップ講座に、女性職員1名を派遣した。 ・働きやすい職場環境づくりの一環として、研修の場を活用し育児休業等の制度に関する説明を実施したほか、男性職員の育児等への参加を促進することを目的に配偶者が出産した男性職員に対し育児休暇等の取得について働きかけを行った。また、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のため育児休業取得回数制限の緩和等を行ったほか、男性職員の育児参加のための休暇について、取得可能な期間を子が1歳に達する日までに拡大するなど改正を行った。
根拠と効果	<ul style="list-style-type: none"> ・市民及び市職員に対し、広報や男女平等推進指針の説明等を行うことで、人権問題の提起に取り組むことができた。 ・「朝霞市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、女性職員のキャリアアップの促進や職場環境の整備、休暇取得の促進等の取組を実施できた。
課題と方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ジェンダー平等について、一人ひとりがさらに理解を深める必要がある。今後も、様々な場面を通じて、より効果的な情報発信を行えるよう、周知啓発を図っていく。 ・女性職員のキャリアアップを促進するため、庁内研修や派遣研修を継続するとともに、管理監督職へ女性職員を積極的に登用する。また、ハラスメント防止対策の制度の理解、定着を図ることで、男女がともに働きやすい職場環境の整備を推進する。なお、ハラスメント防止対策の強化については、引き続き職員への周知を丁寧に行い、制度の理解や定着を図る。

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
I	I			

施策の方向5-1 政策・方針の立案や決定過程への男女共同参画の推進

《主な施策》 ③ 就業上での女性の活躍を推進する

女性の職業生活における活躍を推進するため、市内事業所に対して「女性活躍推進法」に基づく「一般事業主行動計画」の策定を促し、女性の活躍に関する状況の把握・課題分析を行うとともに、必要な取組を行うよう周知に努めます。また、出産・育児、介護等に関わらず、男女の労働者が就業を継続できるような仕組みを整備し、女性の管理職の割合が増加するよう、積極的な情報提供と支援を推進します。

【進行管理事業】

人権庶務課

取組項目	取組内容	取組目安
女性活躍推進法の推進	女性活躍推進法の基本方針を勧告し、女性の職業生活等における活躍を推進する。	広報あさか及び市公式ホームページの掲載
積極的格差是正措置(ポジティブ・アクション)の動向や顕彰制度の周知	積極的格差是正措置(ポジティブ・アクション)の動向や男女平等推進顕彰制度に関する情報提供を行う。	広報あさか及び市公式ホームページの掲載
事業実績	<p>・女性活躍推進法の見える化サイトや女性応援ポータルサイト(男女共同参画局)等について、市ホームページに掲載を行ったほか、協力員との協働によるコラムで女性の就業状況を伝えるなど女性活躍推進法に関する周知啓発を図った。</p> <p>・ポジティブ・アクションについて、男女平等推進庁内連絡会等での周知や協力依頼を行ったほか、動向(年次報告書掲載)についてホームページに掲載した。また、男女平等推進顕彰制度について、広報及びホームページで周知を図ったほか、事業所や団体に対する周知として、新たに商工会へのチラシ配布や市民活動団体向けのメールマガジンを活用した。</p>	
根拠と効果	<p>市ホームページや広報等を通じて、女性の活躍が推進される取組等に係る情報提供を行うことができた。また、地域づくり支援課や産業振興課などの協力を得ながら、事業者や団体に対して顕彰制度の周知を行うことができた。</p>	
課題と方針	<p>今後も女性の活躍を推進するため、工夫を重ねながら情報発信を継続していくことが必要である。様々な情報をいつでも収集できるよう、ホームページの見直しを図りながら各種制度等の周知啓発を行っていく。また、女性の能力発揮のため男女間の格差が改善されるよう、ポジティブ・アクションなどについて、引き続き庁内への説明・協力依頼を行いながら、事業者等に対しても情報提供を行い女性の活躍が推進されるように取り組んでいく。</p>	

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
II	II			

施策目標6 地域団体や事業所における男女共同参画の推進

男女が共に家庭・仕事・地域活動に参画できるよう、家庭と仕事の両立支援に向けた意識づくりや環境づくりを行います。また、事業所の協力を得て働く場での男女平等の意識啓発や格差の解消に取り組みます。

多様な媒体を通じ、男女共同参画に関する地域活動団体の情報を発信することで、地域活動への参画を促し、防災分野における女性視点の防災対策となるよう推進します。

指標・数値目標

指 標	数値目標			評価資料
	当初値	現状値	目標値	
「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」をよく知っている市民の割合	H26	R元	R7	市民意識調査
	25.5%	38.7%	50.0%	

【目標値の根拠】

日常生活の中で男女平等を実感するために、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を広く周知することをめざして設定

指 標	数値目標			評価資料
	当初値	現状値	目標値	
自治会や町内会の活動に参加している人の割合	H26	R元	R7	市民意識調査
	21.0%	18.3%	25.0%	

【目標値の根拠】

現状値を踏まえ、自治会や町内会の活動に参加している人の割合が4人に1人、25%以上となることをめざして設定

施策の方向6-1 仕事と家庭・地域活動との両立支援

《主な施策》 ① 仕事と家庭の両立を支援する

仕事と家庭の両立を実現するため、各事業所に対して、働き方の見直しや育児休業取得率の向上などに向けた情報提供や啓発を行い、子育てするための環境整備や男女が共に地域活動との両立ができる環境づくりを進めます。

【進行管理事業】

人権庶務課

取組項目	取組内容	取組目安
両立支援(ワーク・ライフ・バランス)の情報提供	仕事と家庭の両立に関する情報を収集し、積極的かつ効果的に各媒体を通じて情報提供する。	広報や市公式ホームページによる周知
事業実績	仕事と家庭の両立支援情報に関するサイト(両立支援のひろば(厚生労働省))について、あさか男女の輪サイトに掲載したほか、ワーク・ライフ・バランスに関する書籍を、女性センターの情報・交流コーナーで配架・掲示するなどして周知を図った。また、市民との協働による男女平等推進情報「そよかぜ」にて、育児・介護休業法の改正などをテーマに挙げ、民間企業で育児休業を取得された男性の方のインタビューを掲載するなどの情報提供や啓発を行った。	
根拠と効果	市ホームページや女性センター掲示板での周知のほか、広報でのインタビュー掲載等によるワーク・ライフ・バランスの情報提供を通じたことなどで、仕事と家庭の両立ができる環境づくりの一助となった。	
課題と方針	仕事と家庭の両立を実現するためにも広く理解を深めていくことが必要であり、各種制度等の最新の情報について、ホームページなどで周知・情報提供を行っていく。また、男女平等推進庁内連絡会などにおいて、ワークライフバランスの推進についての啓発を行い、市が率先して、仕事と家庭の両立を支援できる環境整備等の改善に努めていく。	

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
II	II			

施策の方向6-1 仕事と家庭・地域活動との両立支援

《主な施策》 ② 男女格差がない職場づくりを促進していく

市内事業所にアンケートなどを実施し、男女平等の実態把握を進めます。また、市民、労働者、事業所に対して、「男女雇用機会均等法」、「労働基準法」などの雇用・就労に関わる法制度を周知するとともに、事業所には男女格差改善へ向けての協力を促します。

さらに、自営業、パートタイム労働や派遣労働、在宅ワークなど多様な就業形態における男女平等を確保するために、積極的な情報提供を行います。

【進行管理事業】

人権庶務課

取組項目	取組内容	取組目安
事業所への男女格差改善へ向けての協力を啓発	男女雇用機会均等法などの雇用や就労に関する制度の周知を行うとともに、事業所に対して男女格差改善へ向けての協力を促す。	啓発冊子等の配布
「男女平等推進に関する事業所アンケート」の実施	「男女平等推進に関する事業所アンケート」調査を実施し、市内事業所の男女平等に関する実態把握に努める。	アンケートの実施

事業実績	雇用・就労に関する情報発信として、在宅ワークの相談や就職支援セミナーなど女性キャリアセンターでの事業に関するチラシを、施設内の就職支援コーナーで配布・掲示を行ったほか、関連情報をあさか男女の輪リンク集に掲載した。また、新たに産業振興課及び商工会に在宅や就職サポート情報のチラシを配布するなど、男女格差改善に向けての協力を促した。
根拠と効果	雇用や就労に関する事業情報について、産業振興課及び商工会に周知することなどにより、多様な就業形態における男女平等を確保するための情報提供を行うことができた。
課題と方針	性別による格差改善のため、男女問わず人権を尊重し、個々の能力を伸ばしていける職場環境の改善、多様性の理解を深める周知を行っていく必要がある。引き続き、関係課や商工会にも様々な情報提供を図ることで、男女格差がない職場づくりを促進していく。

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
II	II			

施策の方向6-2 地域活動や自主防災組織等における男女共同参画の推進

《主な施策》 ① 地域活動への参画を促す

多様な媒体を通じて、男女共同参画に関する地域活動団体の情報などを提供し、地域活動への参画を呼びかけます。

【進行管理事業】

人権庶務課

取組項目	取組内容	取組目安
地域活動への参画促進	地域活動団体の情報などを提供すると共に、地域活動がしやすい環境整備を進める。	パンフレット等による啓発及びお知らせコーナーや情報・交流コーナーの充実
事業実績	女性センター登録団体の活動案内や事業チラシの掲示、また、登録団体から意見を伺うなど、地域活動団体と連携した男女平等の推進を図った。また、市民活動団体の情報をまとめた市民活動ガイドブックを掲示・配布したほか、女性センター10周年事業にて、団体の体験参加や活動発表を通じた地域活動への参画促進を行った。	
根拠と効果	女性センター登録団体の情報や市民活動ガイドブックの配布などを通じて、誰もが地域活動や地域づくりに参画するきっかけを提供できた。また、女性センターの10周年事業での体験コーナー(女性センター登録団体の協力)に多くの方が参加されたことで、男女共同参画に関する地域活動への参加促進が図れた。	
課題と方針	地域での様々な活動に参加していただくためにも、多くの団体に関する情報発信をしていくことが必要である。引き続き、女性センター登録団体との連携を図りながら、登録団体を増やしていくなど、様々な活動に参加する機会を提供し、地域活動への参画促進を進めていく。	

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
II	I			

施策の方向6-2 地域活動や自主防災組織等における男女共同参画の推進

《主な施策》 ② 防災分野における男女共同参画を進める

「地域防災計画」に基づき、女性の視点も取り入れた防災対策と、防災や災害時・復興時の方針決定の場への女性参画を進め、男女共同参画の視点に立った防災体制・災害対応の仕組みを推進します。

【進行管理事業】

人権庶務課

取組項目	取組内容	取組目安
男女共同参画の視点に立った防災分野における情報の収集と提供	防災分野において男女共同参画の視点に立った情報の収集と提供を推進する。また、「防災・防犯マニュアルカード」を活用した周知を行い、防災・防犯に対する意識付けを行う。	女性視点での防災情報の収集及び啓発
事業実績	女性視点で作成した、「避難所運営における防災防犯マニュアルカード」及び「女性や子どものための防災防犯マニュアルカード」について、避難所での速やかな活用が行えるよう改めて担当課を通じて周知を行った。また、有事の際に活用できるよう、帰宅困難の際に女性が気をつける点などを掲載した「女性のための帰宅困難マニュアルカード」も含めたマニュアルカードについて地域団体に配布を行い、防災・防犯に対する女性視点での啓発周知を図った。	
根拠と効果	女性の視点を取り入れたマニュアルカードについて、各小学校の地域対応班の班員にも改めて説明を行ったことで、有事の際に活用できる備えとなり、男女共同参画の視点に立った防災体制・災害対応が構築された。	
課題と方針	平時からの準備を深めるため、引き続き、男女平等推進連絡会などでマニュアルカードの配布や活用を促していくなど、様々な機会を捉えて防災・防犯に対する意識付け・周知を図り、災害発生時に誰もが安心して避難できる避難所運営体制を確立させていく。	

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
II	II			